長崎県知事

中　村　法　道　様

提　言　書

平成２４年８月

長　崎　県　市　長　会

県内１３市の市政の推進につきましては、かねてより格別のご高配とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

住民や地域により近い私たち基礎自治体には、地方財政が大変厳しい状況にある中で、少子・高齢化に伴う諸問題、環境問題、雇用問題、地域経済の活性化等の課題を抱えながら、住民の多様なニーズに的確に応え、個性豊かで活力あるまちづくりを進めることが強く求められています。

つきましては、各市の市政運営上の重要課題について協議を行った結果、別紙のとおり全会一致で決定いたしましたので、厳しい行財政の状況下ではございますが、これらの提言の実現について、特段のご理解とご高配を賜りますようお願い申し上げます。

平成２４年８月

長崎県市長会

会　長　田　上　富　久

長 崎 県 市 長 会

長崎市長	田 上 富 久
佐世保市長	朝 長 則 男
島原市長	横 田 修一郎
諫早市長	宮 本 明 雄
大村市長	松 本 崇
平戸市長	黒 田 成 彦
松浦市長	友 広 郁 洋
対馬市長	財 部 能 成
壱岐市長	白 川 博 一
五島市長	中 尾 郁 子
西海市長	田 中 隆 一
雲仙市長	奥 村 愼太郎
南島原市長	藤 原 米 幸

提言事項目次

第１　都市財政の拡充強化に関する提言について ---------- Ｐ 1
　１　都市財政の充実強化について ---------- Ｐ 1
　２　条件不利地域における超高速ブロードバンド整備の実現について ---------- Ｐ 2
　３　浄化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について ---------- Ｐ 2
　４　公共下水道への財政措置の拡大について ---------- Ｐ 2
　５　廃棄物処理対策の強化について ---------- Ｐ 3
　６　海岸漂着物対策の財政支援措置について ---------- Ｐ 4
　７　大村湾等の閉鎖性海域における水質及び底質改善対策等について ---------- Ｐ 4
　８　治水事業に対する財政措置等について ---------- Ｐ 4
　９　地方バス路線維持対策について ---------- Ｐ 5
　10　自然災害等対策事業に対する財源確保について ---------- Ｐ 6
　11　離島航路事業補助における財政支援の拡充について ---------- Ｐ 6
　12　半島航路の維持・確保について ---------- Ｐ 6
第２　合併市町村への支援策の充実に関する提言について ---------- Ｐ20
第３　国民健康保険制度及び新たな高齢者医療制度に関する提言について ---------- Ｐ24
第４　地域医療保健の充実強化に関する提言について ---------- Ｐ25
　１　地域医療における医師確保対策等について ---------- Ｐ25
　２　妊婦健診に対する財政的支援について ---------- Ｐ26
　３　感染症等対策について ---------- Ｐ26
　４　特定不妊治療について ---------- Ｐ26
第５　福祉施策の充実強化に関する提言について ---------- Ｐ31
第６　介護保険制度に関する提言について ---------- Ｐ34
第７　九州新幹線等の整備促進に関する提言について ---------- Ｐ36
第８　高速道路網等の整備促進に関する提言について ---------- Ｐ39
　１　道路網の整備について ---------- Ｐ39
　２　港湾の整備促進について ---------- Ｐ41
第９　農林水産業の振興に関する提言について ---------- Ｐ47
　１　農業の振興対策について ---------- Ｐ47
　２　水産業の振興対策について ---------- Ｐ48
第10　地域経済の活性化に関する提言について ---------- Ｐ52
　１　企業立地促進のための支援措置について ---------- Ｐ52
　２　住宅リフォーム緊急支援事業における財政支援について ---------- Ｐ52
　３　街なみ環境整備事業に係る補助制度の見直しについて ---------- Ｐ52
第11　学校教育の充実に関する提言について ---------- Ｐ55

都市財政の拡充強化に関する提言について

都市財政を拡充強化し、都市自治体が責任をもって自立した行財政運営を進めるため、次の事項について特段の措置を講じるよう国へ強く働きかけるとともに、積極的な措置を講じるよう強く要請する。

１.都市財政の充実強化について

（１）地方税の充実強化による地域主権の推進について

①　地域主権改革の進展に伴い、税源移譲を含む財源配分の見直しなどにより、地方税中心の歳入構造を確立すること。

②　税源の偏在が小さく安定性を備えた地方税体系を構築するため、地方消費税の充実強化を図っていくこと。

③　平成１９年度からの税源移譲においては、普通交付税の基準財政収入額の算定にあたり、当面の措置として税源移譲に伴う影響額を１００％算入することとなっているが、制度開始から５年が経過していることから、本来の地方税としての取り扱いである７５％算入を行うこと。

　さらには、税源移譲相当額の積算にあたっては、平成１１年度の最高税率の引き下げ等の税制改正の影響分を控除するなど、地方の負担を軽減する措置を講じること。

（２）地方交付税の総額確保について

①　地方の必要な施策を行うために要する財政需要を的確に措置し、地方交付税の所要額を充実確保するとともに、地方交付税の算定にあたっては多くの離島や半島を抱えるという本県の特殊性を十分考慮したものとすること。

②　国から地方への税源移譲に伴う税源偏在による地方自治体間の財政力格差是正と一定の行政水準を確保するために、財源調整と財源保障の両機能を強化するとともに地方の財政需要に見合う総額の安定的確保を図ること。

③　行財政改革等により実施される公営施設の民間移譲に対しては、病院事業における病床削減時の既存交付税措置の５年間継続の取扱いに準じ、民間移譲後一定期間における普通交付税措置の延長について特例的に認めること。

（３）国庫補助負担金の見直し等について

①　国の財政再建のための補助負担率の引き下げや、適正な額の税源移譲を伴わない国庫補助負担金の廃止・縮減は行わないこと。

　また、国庫補助負担金の廃止と地域自主戦略交付金の今後の内容の検討等にあたっては、地方の意見を十分に踏まえ、事業の執行に支障が生じないよう、その総額確保を図るとともに、地方交付税制度との整合性にも十分留意して制度設計

を行うこと。

② 国庫補助金の見直しにあたっては、対象事業の継続実施の必要性等については、「国と地方の協議の場」を活用するなどして、地方の意見を十分反映させること。

③ 東日本大震災被災地の復旧、復興事業については、財政措置を含め十分な対策を講じるとともに、被災地以外の各自治体に対する国庫補助負担金の配分についても、必要な公共事業の執行に支障が生じないよう留意すること。

２.条件不利地域における超高速ブロードバンド整備の実現について

２０１５年頃を目途にすべての世帯で超高速ブロードバンドサービスを利用する「光の道」構想を実現するため、条件不利地域における超高速ブロードバンド整備について、民間通信業者の基盤整備を促進する財政及び技術的な支援措置並びに維持管理に対する支援措置を講じること。

３.浄化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について

浄化槽設置整備事業が生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するという大きな目的を担っていることに鑑み、住民の要望に応えていくために、必要な財源を確保するよう国に働きかけるとともに、現行の県補助額の上乗せ並びに、現在、５０人槽までとなっている補助対象を、国の制度と同じく５１人槽以上の大型浄化槽の設置まで拡大することや、維持管理費に対しても補助制度の拡充を行うこと。

（資料 1-1 参照）

４.公共下水道への財政措置の拡大について

（１）市町に対する支援措置について

長崎県においては、平成２１年度から新汚水処理交付金制度を設け、生活排水処理事業の推進を図っているところであり、財政支援措置の拡大を図るよう、国に働きかけること。

（２）下水道施設への接続率向上について

下水処理施設等の整備が年々進められ下水道事業の普及が進んでいる中、施設の適正な維持管理を図る上で利用者の接続率の向上は重要な課題である。

接続率の向上を図るための財政支援措置の拡充を講じるよう、国に働きかけること。

なお、社会資本整備総合交付金の効果促進事業では、単独管渠事業や加入促進事業への充当が可能とされているが、普及率が低い自治体においては施設整備を優先する必要があるため、現状では、加入促進事業に対する財源を確保すること

が困難である。

（資料 1-2 参照）

５.廃棄物処理対策の強化について

（１）廃棄物処理施設等について

一般廃棄物処理施設の解体撤去工事費については、解体のみの場合も交付金の対象とするよう国へ働きかけること。

また、施設の解体については、県単独補助として当分の間実施すること。かつ、財政力指数により補助対象が制限されているが、それを撤廃すること。

また、し尿処理施設の解体撤去工事においても、同様の対象とすること。

（２）容器包装リサイクル法について

① 容器包装廃棄物発生抑制の一環としてデポジット制度の法制化を早期に実施すること。

② 拡大生産者責任に基づいて、市町村と特定事業者との費用負担及び役割分担を見直すことにより、容器包装廃棄物に係る回収から再商品化における費用の事業者負担を義務付けること。また、その義務付けが実現するまでの間、自治体において負担している分別収集事務事業に要する人件費、車両、処理負担金等の経費に対する財政支援措置を講じること。

③ 分別収集から再商品化に係る事務事業経費の増大が市町村の財政負担の増大を招いていることから、分別収集事務事業に要する経費及びリサイクル推進のための施設の増設・改造に対する国庫補助の見直し等、財政措置の充実を図ること。

（３）家電リサイクル法について

① 特定家庭用機器再商品化法の対象となる家電製品の販売価格について、あらかじめ回収やリサイクルにかかる費用を含める制度とすることとし、その制度が確立されるまでの間、収集運搬料については、全国基準額を定め、離島地区の負担増等に対しては助成措置を講じるよう国に求めること。

② 法令で定める家電４品目のうち、テレビ受信機に液晶式及びプラズマ式テレビ並びに衣類乾燥機が加えられたが、電子レンジ等の大型・重量家電品についても対象品目とするよう国に求めること。

③ 指定引取場所の設置に際しては、離島地区を含め、すべての市町村に設置するなど適正な配置を行うよう国に求めること。

④ 不法投棄については、国・事業者の責任により啓発を行うなど防止対策の徹底を図るとともに、不法投棄が生じた場合の費用については、全額製造業者等の負担となるような制度とするよう国に求めること。

（４）ごみの広域処理について

ごみの広域処理については、平成１１年３月策定（平成２１年７月改定）の「長崎県ごみ処理広域化計画」に基づき進められているが、資源化については、具体的な計画が示されていない。

ついては、官民一体となった効率的なリサイクルシステムの構築のために、県においては、容器包装リサイクル法への対応をはじめとした資源リサイクルの広域化について、市町村間の具体的な調整や方向性の明示を行うこと。

６.海岸漂着物対策の財政支援措置について

（１）財政支援の継続について

平成２４年度以降についても、海岸漂着物処理推進法第２９条に規定する「離島地域の処理経費に対する特別の配慮を行う」に基づき、従前の「地域グリーンニューディール基金事業」と同等の財政支援措置を引き続き講じることを国に働きかけること。

（２）支援措置の拡充について

海岸漂着物の効率的な処理を行うため、必要な処理施設の整備に対する支援措置の拡充を図るとともに、技術開発に関する支援措置を講じることを国に働きかけること。

（資料 1-3 参照）

７.大村湾等の閉鎖性海域における水質及び底質改善対策等について

（１）水質及び底質改善対策等について

閉鎖性海域における効果的な浄化対策を確立するため、全国的にも稀な二重性の閉鎖性海域である大村湾をモデルとして、浄化のための調査研究を行う機関を大村湾近郊に設置すること。また、その研究により確立された浄化対策を全国の閉鎖性海域において早急に実施するよう国に働きかけること。

（２）ごみの回収・処理に対する財政支援について

湾内の浮遊ごみの回収・処理に係る財政支援措置の拡大を図ること。

（資料 1-4 参照）

８.治水事業に対する財政措置等について

（１）河川の定期的な除草及び浚渫について

国が管理する河川及び県が管理する河川内の堆積物や草木による通水阻害に対する住民の不安意識は高く、また、河川内の草木に寄生する害虫の発生など生活環境への悪影響などが懸念されていることから、治水事業の一環として県管理河

川の定期的な除草や浚渫を要請する。

（２）治水事業に係る財政支援について

自治体が実施する河川浚渫事業については、国の補助事業や起債事業の制度がなく、自治体の自主財源のみで実施しているが、財政基盤が脆弱なため、目的達成には程遠い現状であることから、河川浚渫事業に対する財政措置を講じるとともに、防災の観点からの治水事業全般に係る財政措置の拡充について国へ働きかけるよう要請する。

（資料 1-5 参照）

９．地方バス路線維持対策について

（１）補助要件の緩和について

平成２３年度からの国の改正補助制度では、大幅な補助要件の緩和がなされていることから、現在の県単独補助制度についても、県内の乗り合いバスの状況を踏まえつつ、補助要件の緩和等、必要に応じて制度の見直しを図るなど、より実効性のある制度となるよう対応すること。

（２）生活交通路線の維持・確保について

同一行政区域を運行する生活交通路線の維持・確保について、市が維持すべきと判断した路線の維持費用について助成すること。

（３）路線撤退後の輸送手段の確保について

路線撤退後の輸送手段の確保にあたり、路線の再編やコミュニティバスをはじめスクールバス、福祉バスとの統合など、市の工夫のもとに路線の維持が図られている場合は、運行の実態に即し、その維持費用について助成すること。

（４）県営バス路線廃止の申し入れについて

県営バス路線廃止の申し入れに対しては、地域住民の生活交通路線の維持・確保を前提とすること。

（５）車両購入補助等の支援について

国県補助路線以外の生活交通路線に対しても車両購入補助等の支援制度を設けること。

（６）路線の維持費用の助成について

県民にとって必要不可欠な交通サービスを維持するため、主要施設等を経由する路線の維持・確保を図り、路線の維持費用について助成すること。

（７）国補助路線以外の生活路線への支援について

国補助路線以外の生活路線（フィーダー系統路線）に対しても運行費補助等の支援制度を設けること。

（8）バリアフリー化車両の導入について

バリアフリー化車両の導入について、積極的な支援を行うこと。

（資料 1-6 参照）

10．自然災害等対策事業に対する財源確保について

（1）急傾斜地崩壊対策事業について

災害防止のため急傾斜地崩壊防止工事の実施、さらには、土砂災害防止法に基づく災害警戒区域等の指定と警戒避難体制づくりといったソフト面での対策も進めているが、危険箇所数が多いため、いまだ十分とはいえない状況にある。

国においては、社会資本整備重点計画に基づき重点的かつ効果的に事業を進めることとされているが、急傾斜地崩壊対策事業の推進を図り、がけ崩れの災害から国民の生命・財産を守るために、県においては、必要な財源措置について国へ働きかけ、事業量及び財源の確保を図るとともに、県下市町の逼迫した財政状況に配慮し、市町の地元負担率を低減すること。

（資料 1-7 参照）

（2）海岸保全施設などの整備・復旧について

本県は、多くの海岸線を抱えるという地理的条件により、台風等の自然災害により海岸保全施設への被害が頻発している。特に離島部及び海岸沿いの低地に居住する住民は、高潮や波浪による浸水被害に、日々不安を覚えながら生活している状況にある。

ついては、「安心して暮らせるまち」の実現は、最も基本的かつ優先して実現されるべき課題であるので、県において十分な事業費の確保と迅速な対策事業を実施すること。

11．離島航路事業補助における財政支援の拡充について

県においては、離島地域等交流促進基盤強化事業を展開しているところではあるが、基幹航路以外の離島航路についても、適用できるよう十分な検討を行い、財政支援等について拡充すること。また、本土離島間における貨物輸送運賃の低廉化を図る施策を検討するなど、財政支援措置を講じること。

（資料 1-8 参照）

12.半島航路の維持・確保について

県においては、半島航路の安定的な運航の確保を図るため、次の事項について、国への働きかけと併せて積極的な措置を講じるよう強く要請する。

（1）価格競争力を維持するための公的支援措置の実施

（２）船舶の燃料効率の改善など経営基盤の強化策の実施

（３）貨物や人の輸送手段の転換を図ることを促進するための施策の充実

（４）地方が実施する港湾使用料減免等の支援策に対する財政措置

（５）観光需要、交流人口の拡大等活性化に資する施策の拡充

（資料 1-9 参照）

資料1−1

◎長崎県内（１３市）における浄化槽補助基数および事業費（平成２２年度分実績）

市	補助基数	補助対象 設置費用額(千円)
長崎市	101	40,268
佐世保市	309	147,891
島原市	148	57,282
諫早市	433	354,800
大村市	27	15,900
平戸市	100	56,519
松浦市	47	18,682
対馬市	22	10,541
壱岐市	115	87,653
五島市	200	60,440
西海市	48	25,661
雲仙市	82	42,453
南島原市	119	54,638
計	1,751	972,728

※各市実績調査結果による。

○浄化槽設置整備事業の補助制度概要

現行の補助制度

区分	設置費用	設置者	国	県	市	国+県+市
負担割合	100.0%	60.0%	13.3%	13.3%	13.4%	40.0%
5人槽	830,000 円	498,000 円	110,000 円	110,000 円	112,000 円	332,000 円
6～7人槽	1,035,000 円	621,000 円	138,000 円	138,000 円	138,000 円	414,000 円
8～10人槽	1,365,000 円	819,000 円	182,000 円	182,000 円	182,000 円	546,000 円

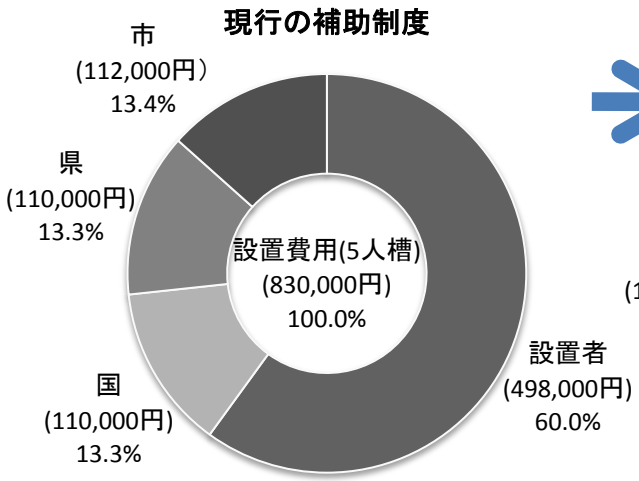

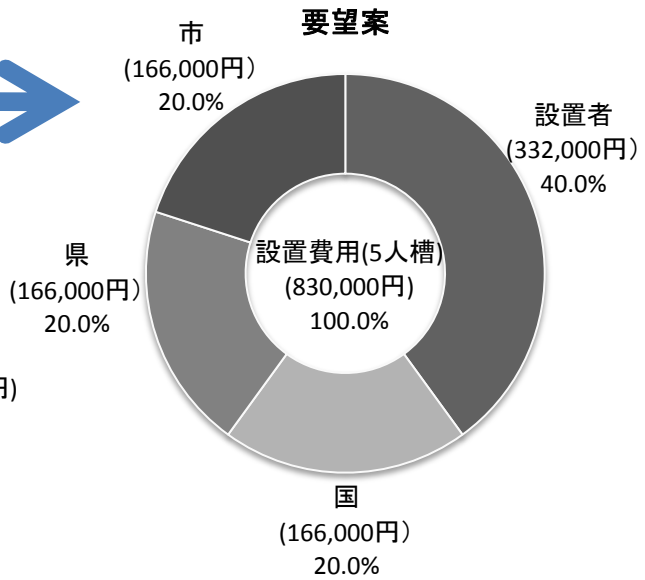

要望案

補助基準額の引き上げ

補助基準額（40% → 60%）

補助率（補助基準額の1/3）

※ 補助基準額は、国+県+市

○【参考】1世帯当たりの浄化槽維持管理経費（佐世保市の場合）

（単位：円）

人槽	保守点検	清掃	法定検査		維持管理経費合計 （）は下水道使用料との差	
			1年目	2年目以降	1年目	2年目以降
5人槽	15,300	22,400	11,400	6,000	49,100 （27,900）	43,700 （22,500）
7人槽	15,000	29,600	11,400	6,000	56,000 （34,800）	50,600 （29,400）
10人槽	15,000	39,900	11,400	6,000	66,300 （45,100）	60,900 （39,700）

※1世帯当たりの平均下水道使用料・・・年間約21,200円

※維持管理費については、H21,22年度の維持管理委託契約書からの平均値

【参考】佐世保市の補助制度（改築の場合）

区分	設置費用	設置者	国	県	市	国+県+市
負担割合	100.0%	40.0%	13.3%	13.3%	33.4%	60.0%
5人槽	830,000 円	332,000 円	110,000 円	110,000 円	278,000 円	498,000 円
6～7人槽	1,035,000 円	414,000 円	138,000 円	138,000 円	345,000 円	621,000 円
8～10人槽	1,365,000 円	546,000 円	182,000 円	182,000 円	458,000 円	822,000 円

佐世保市の補助制度（改築の場合）

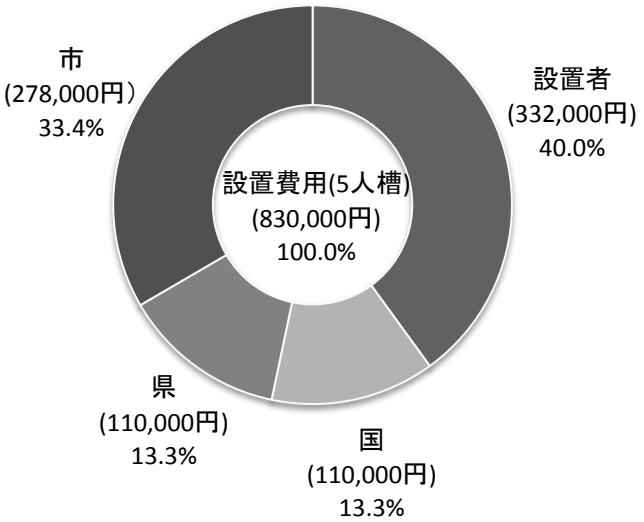

佐世保市浄化槽設置補助金額（国+県+市）

（単位：千円）

通常人槽区分	申請者居住住宅		申請者居住住宅以外	
	改築	新築	改築	新築
5人槽	498	374	249	187
6～7人槽	621	466	311	233
8～50人槽	822	617	411	309

（単位：千円）

高度人槽区分	申請者居住住宅		申請者居住住宅以外	
	改築	新築	改築	新築
5人槽	610	486	305	243
6～7人槽	693	538	347	269
8～50人槽	850	645	425	323

◎平成22年度から補助金を上乗せした結果

（単位：基）

結果　：	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
補助基数	247	253	309	350
うち改築	83	81	137	154
うち新築	164	172	172	196

補助金上乗せ

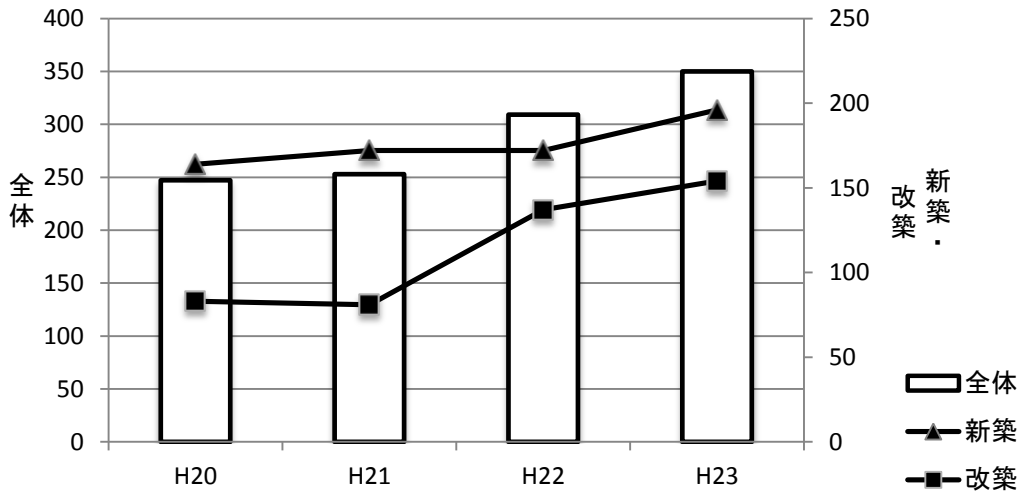

資料1−2

公共下水道事業概要（H22.3.31現在）

項目	長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	対馬市	壱岐市	五島市	西海市	雲仙市	南島原市
（1）行政人口（人）（A）	444,757	265,921	48,949	141,788	91,824	36,584	25,836	35,724	30,589	42,652	32,344	49,399	52,928
（2）下水道処理区域内人口（人）（D）	396,753	143,699	未着手	71,175	81,040	未着手	4,260	未着手	2,608	未着手	1,267	15,099	4,736
（3）水洗便所設置済人口（人）（E）	370,266	130,950		54,038	76,604		1,598		1,099		305	6,910	2,521
（4）全体計画面積（ha）（H）	7,077	3,830		3,417	2,506		398		187		163	611	286
（5）普及率													
ア　下水道普及率D／A×100（%）	89.2	54.0		50.2	88.3		16.5		8.5		3.9	30.6	8.9
イ　接続率E／D×100（%）	93.3	91.1		75.9	94.5		37.5		42.1		24.1	45.8	53.2
（6）総事業費（千円）（J）	302,065,738	95,420,968		83,254,321	68,479,033		6,161,322		5,464,570		4,875,504	20,685,362	10,628,697
同上財源													
ア　国庫補助金（千円）	100,718,145	38,690,678		26,845,950	24,355,041		2,517,085		2,530,600		2,299,742	8,801,444	4,592,250
イ　起債（千円）	165,798,653	48,045,040		41,742,030	36,781,654		2,994,600		2,572,200		2,167,100	9,511,800	4,483,500
ウ　受益者負担金（千円）	3,795,973	2,517,534		3,403,532	2,133,246		41,430		41,688		11,200	358,943	66,615
エ　その他（千円）	31,752,967	6,167,716		11,262,809	5,209,092		608,207		320,082		397,462	2,013,175	1,486,332
同上のうち使途内訳													
ア　管きょ費（千円）	179,075,947	58,655,594		54,924,301	48,713,742		4,368,135		3,104,572		2,500,053	13,059,433	5,142,073
イ　ポンプ場費（千円）	19,842,722	4,884,235		4,012,530	4,108,706		−		203,423		−	921,397	716,982
ウ　処理場費（千円）	89,459,723	31,686,731		18,845,646	15,367,575		1,768,542		2,156,575		2,375,451	6,197,992	3,827,726
エ　流域下水道建設費負担金（千円）	−	−		3,967,460	258,966		−		−		−	−	−
オ　その他（千円）	13,687,346	194,408		1,504,384	30,044		24,645		−		−	506,540	941,916
（7）補助対象事業費（千円）（K）	190,203,097	72,336,930		54,779,137	44,604,140		4,795,410		4,899,050		4,438,462	16,628,862	9,024,000
（8）補対率K／J×100（%）	62.97	75.8		65.8	65.1		77.8		89.7		91.0	80.4	84.9
（9）下水管布設延長（km）	1,738	565		436	482		34		31		19	164	52
（10）終末処理場数（ヶ所）	8	3		4	1		1		2		2	4	2
（11）計画処理能力（m^3／日）（L）	261,690	128,900		34,080	55,700		8,800		2,740		3,500	13,300	5,800

＊出典：総務省自治財政局編「地方公営企業年鑑　第57集（平成21年4月1日～平成22年3月31日）」

資料1−3

海岸漂着物対策の財政的支援措置に関する資料　対馬市

年度	事業名	参加延べ人数	回収量	事業費（千円）	補助金額
13	県不法投棄物等撤去事業	200人	ポリ容器 6，000個	1,221	
14	県不法投棄物等撤去事業	400人	ポリ容器 4，350個	3,067	
15	釜山外国語大学校学生とのボランティアによる海岸清掃（県不法投棄物等撤去事業）	410人 学生160人 一般250人	漁業用フロート、ポリ容器、家電製品等300㎥	4,682 （内処理経費 2,560）	
16	釜山外国語大学校学生とのボランティアによる海岸清掃（不法投棄物等撤去事業）	780人 学生260人 一般520人	漁業用フロート、ポリ容器、家電製品等510㎥	5,390 （内処理経費 3,560）	1,500千円
17	・県漂流・漂着ごみ撤去事業 ・県漁業公害等対策事業	島内13箇所	漁業用フロート、ポリ容器、家電製品等720㎥	6,000 （内処理経費 5,532）	・県漂流・漂着ごみ撤去事業 1,500千円 ・県漁業公害等対策事業 3,000千円
	釜山外国語大学校学生とのボランティアによる海岸清掃	850人 学生240人 一般610人	漁業用フロート、ポリ容器、家電製品等650㎥	9,109 （内処理経費 4,872）	
18	・第1回日韓学生つしま会議 ～漂着ごみを拾う・考える～ ・釜山外国語大学校学生とのボランティアによる海岸清掃 （県漂流・漂着ごみ撤去事業）	659人 学生451人 一般208人	漁業用フロート、ポリ容器、家電製品等230㎥	6,722 （内処理経費 2,950）	2,807千円
19	釜山外国語大学校学生とのボランティアによる海岸清掃等 （県漂流・漂着ごみ撤去事業）	452人 学生200人 一般252人	漁業用フロート、ポリ容器、家電製品等520㎥	7,372 （内処理経費 3,882）	3,213千円
	・第2回日韓学生つしま会議 ～漂着ごみを拾う・考える～	129人 日本側82人 韓国側47人	漂着ごみ30㎥回収の他、削減に関するワークショップを実施		環境省モデル調査と同時に実施
20	日韓市民ビーチクリーンアップ （釜山外国語大学校学生とのボランティアによる海岸清掃）	379人 学生200人 一般179人	漁業用フロート、ポリ容器、家電製品等304㎥	7,933 （内処理経費 5,292）	災害等廃棄物処理事業（国） 2，372千円
	・第3回日韓学生つしま会議 ～漂着ごみを拾う・考える～	128人 日本側81人 韓国側47人	漂着ごみ67㎥回収の他、削減に関するワークショップを実施		漂流・漂着ごみ撤去事業（県） 826千円
21	日韓市民ビーチクリーンアップ2009 （釜山外国語大学校学生とのボランティアによる海岸清掃）	354人 学生103人 一般251人	魚網・ロープ、発泡スチロール、漁業用フロート、ポリ容器、家電製品等221㎥	4,029 （内処理経費 1,766）	漂流・漂着ごみ撤去事業（県） 2，819千円
	・日本学生グローバルサミット2009 ～漂流漂着ごみ問題を考える～	94人 日本側64人 韓国側30人	漂着ごみ110㎥回収の他、削減に関するワークショップを実施		
22	日韓市民ビーチクリーンアップ2010 （釜山外国語大学校学生とのボランティアによる海岸清掃）	368人 学生98人 一般270人	魚網・ロープ、発泡スチロール、漁業用フロート、ポリ容器、家電製品等272㎥	事業費 499,967千円	長崎県海岸漂着物地域対策推進事業補助金 （地域ｸﾞﾘｰﾝﾆｭｰﾃﾞｨｰﾙ基金事業）
	・日本学生グローバルサミット2010 ～漂流漂着ごみ問題を考える～	118人 日本側62人 中国・韓国側56人	漂着ごみ103㎥回収の他、削減に関するワークショップを実施		
	対馬市漂着ごみ回収業務 （対馬市北部～西部）	・対馬市北部～西部の海岸約100箇所の漂着物回収作業 ・地元漁業集落に回収委託（作業人数延べ8,000人）	魚網・ロープ、発泡スチロール、漁業用フロート、ポリ容器、家電製品等約13,000㎥		
23	日韓市民ビーチクリーンアップ2010 （釜山外国語大学校学生とのボランティアによる海岸清掃）	（概要）対馬市民と韓国の大学生が協働で海岸清掃を行うkとを目的とし、海岸環境に関し国を超えた意見交換や歴史、文化などの交流を兼ねて実施する。 参加見込　約300人	回収予定漂着物 海岸に漂着する人工物 （発泡スチロール、漁網、ロープ、廃プラ類等）	事業費 283,858千円	長崎県海岸漂着物地域対策推進事業補助金 （地域ｸﾞﾘｰﾝﾆｭｰﾃﾞｨｰﾙ基金事業）
	対馬市漂着ごみ回収業務 （対馬市全域）	（概要）対馬市全域の漂着物回収作業 ・地元漁業集落に回収委託（作業人数延べ8,000人）	回収予定漂着物 海岸に漂着する人工物 （発泡スチロール、漁網、ロープ、廃プラ類等）		

その他
NPO法人「対馬の底力」による海岸清掃の他、地区単位、漁協組合単位（水産庁漁業再生支援交付金事業等）、企業単位で定期的に海岸清掃が行われています。

県内にある閉鎖性海域の閉鎖度指標(※)

※　閉鎖度指標　$\dfrac{\sqrt{S} \times D1}{W \times D2}$

【湾口幅】　その海域の入口の幅 ：W（ｋｍ）
【面　積】　その海域の内部の面積 ：S（ｋ㎡）
【湾内最大水深】　その海域の最深部の水深 ：$D1$（m）
【湾口最大水深】　その海域の入口の最深部の水深 ：$D2$（m）

湾口幅や面積、水深などから算出する指標で、この数値が高いと、海水交換が悪いため富栄養化の状態になりやすい海域であることを示している。

No	名称	湾口幅	面積	湾内最大水深	湾口最大水深	閉鎖度指標（全国88カ所中の順位）
1	大村湾	0.33	321	54	54	54.29　(5)
2	有明海及び島原湾	4.5	1700	164.6	117	12.89　(14)
3	長崎湾	0.45	10.79	45	45	7.30　(16)
4	佐世保湾	2.39	42.98	25	25	2.74　(25)
5	伊万里湾	4.2	120	56	56	2.61　(26)
6	浅茅湾	4.18	53.61	80	80	1.75　(46)
7	志々伎湾	1.74	7	21	21	1.52　(51)
8	内海	1.82	5.91	37	37	1.34　(59)
9	半城湾	2.34	8.97	25	25	1.28　(63)
10	三浦湾	3.22	10.68	36	29	1.26　(66)
11	郷ノ浦	2.05	5.19	20	20	1.11　(75)
12	橘湾	11.59	130.92	39	39	0.99　(86)

（国際エメックスセンターHPから）

※ 指定された全国８８カ所の閉鎖性海域のうち、上記の１２カ所が本県に存在（全国最多）しているが、その中でも、特に大村湾における数値は群を抜いており、全国で見ても５番目に高いものとなっている。

環境基準を上回る大村湾のCOD値(※)

※ COD(化学的酸素要求量)とは、海水や湖沼の有機汚濁物質などによる汚れの度合いを示す指標で、水の汚染源となる有機物などを、過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素量をmg/㍑で表したもので、数値が高いほど水中の汚濁物質の量も多いことを示している。（水が汚れている）

大村湾では、このCOD値について環境基準（「維持されることが望ましい」とされる行政上の政策目標）が2.0mg/㍑以下とされているが、昭和51年以降はこの環境基準を達成できない状況が続いている。

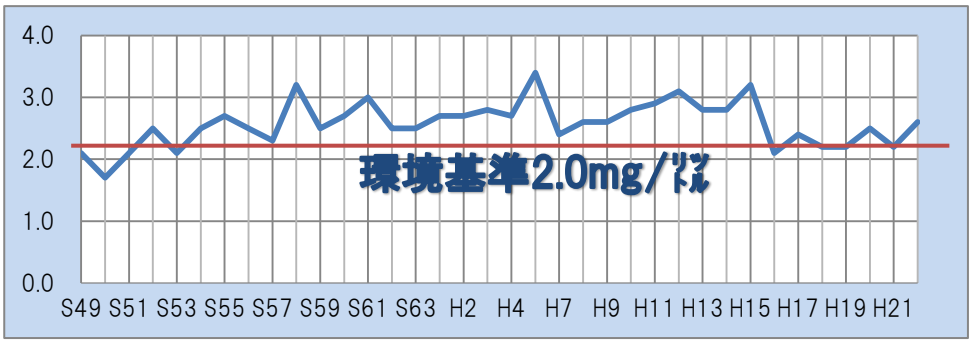

大村湾のCOD値（抜粋）			
S49	2.1	H12	3.1
S50	1.7	H15	3.2
S51	2.1	H18	2.2
S52	2.5	H19	2.2
S58	3.2	H20	2.5
S61	3.0	H21	2.2
H5	3.4	H22	2.6

浮遊ゴミ除去対策事業（大村湾をきれいにする会）

「大村湾をきれいにする会」（会長：大村市長）
【構成】県、湾流域自治体、湾海区漁協、賛助会員（企業）

大村湾をきれいにする会では、平成4年から賛助会員所有の清掃船による大村湾浮遊ゴミ除去対策事業を実施してきたが、平成21年5月で同企業が事業からの撤退を表明したことから、事業の運用方法の見直し及び規模の縮小を余儀なくされ、平成21年9月から湾内漁協への作業委託により事業を継続している。

現在は、県補助金（1/2：5,000千円上限）、会員自治体負担金（1/2）のみで運用している事業。

＜清掃船による運用実績＞

	H18	H19	H20	H21（4～5月）
回収・処分量	201,000kg	110,000kg	99,000kg	19,000kg
清掃船運航経費	19,659千円	14,346千円	11,282千円	2,188千円
処分経費	2,728千円	1,440千円	1,835千円	316千円
事業総額	22,387千円	15,786千円	13,117千円	2,504千円

＜漁協委託による運用実績＞

	H21（9～3月）	H22	H23
回収・処分量	22,570kg	46,480kg	57,805kg
漁協委託経費	5,460千円	8,580千円	8,580千円
処分経費	870千円	1,577千円	2,000千円
事業総額	6,330千円	10,157千円	10,580千円

資料1−5

◎各市における浚渫事業の現状

市	件　　数		事　業　費（千円）	
	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
長崎市	13	20	4,142	5,270
佐世保市	50	20	52,220	22,891
島原市	0	0	0	0
諫早市	24	26	8,685	9,823
大村市	1	1	290	150
平戸市	5	3	4,245	1,360
松浦市	4	0	3,348	0
対馬市	4	6	1,601	2,892
壱岐市	3	1	1,593	1,008
五島市	0	14	0	3,542
	0	0	0	0
雲仙市	2	6	395	1,589
南島原市	7	8	2,926	789
計	113	105	79,445	49,314

※各市実績調査結果による。

（諫早市の場合の現状）

一級河川本明川水系

資料1-6

平成23年度補助実績額

〇地方バス路線維持対策事業　　単位：千円

	負担額
長崎市	－
佐世保市	28,531
島原市	13,917
諫早市	205,094
大村市	72,956
平戸市	41,988
松浦市	24,374
対馬市	121,308
壱岐市	68,800
五島市	9,390
西海市	11,959
雲仙市	14,988
南島原市	34,595
合計	647,900

資料1−7

急傾斜地崩壊対策事業　市別箇所数一覧表

		急傾斜地崩落危険区域指定箇所数（24年7月現在）	平成24年度事業実施箇所数	県営・県費補助別	
1	長崎市	273	19	県営	11
				県費補助	8
2	佐世保市	183	17	県営	8
				県費補助	9
3	島原市	0	0	県営	0
				県費補助	0
4	諫早市	132	13	県営	4
				県費補助	9
5	大村市	17	2	県営	0
				県費補助	2
6	平戸市	56	2	県営	0
				県費補助	2
7	松浦市	27	0	県営	0
				県費補助	0
8	対馬市	81	3	県営	3
				県費補助	0
9	壱岐市	61	9	県営	3
				県費補助	6
10	五島市	29	1	県営	1
				県費補助	0
11	西海市	88	8	県営	5
				県費補助	3
12	雲仙市	38	2	県営	0
				県費補助	2
13	南島原市	12	1	県営	0
				県費補助	1
合計		997	77	県営	35
				県費補助	42

資料1−8

1. 平成23年度長崎県離島航路事業対策補助金（市町村内補助航路事業）調査

「長崎県離島航路事業対策補助金交付要綱」

（定義）「基幹的補助航路事業」・・・離島補助航路のうち2以上の市町村の地点間を結ぶ航路事業。
「市町村内補助航路事業」・・・離島航路のうち一市町村内の地点間を結ぶ航路事業。
（補助対象となる額） 航路損益計算書による純損失額について、基準により査定した額から離島航路整備法第3条の規定により交付される国庫補助額を差し引いた額の範囲内の額とする。
（補助額等） 基幹的補助航路についての補助額は、補助対象となる額の100分の100以下とし、市町村内補助航路についての補助額は、補助対象となる額の100分の50以下とし、市町村の負担する額を限度とする。

（単位：円、人）

航　路	収益 ①	費用 ②	差引額 ③＝①－②	国補助金	県補助金	市補助金	利用者数 ④	利用者1人あたり 運航経費 ⑤＝②÷④	利用者1人あたり 欠損額 ⑥＝③÷④
五島市 4航路	275,401,038	544,644,052	−269,243,014	185,445,428	77,256,602	10,995,864	198,268	2,747	−1,358
長崎市 1航路	226,000,206	346,557,388	−120,557,182	0	60,219,372	60,219,372	282,002	1,229	−428
佐世保市 1航路	50,847,301	92,641,184	−41,793,883	15,740,565	13,026,659	13,026,659	50,424	1,837	−829
壱岐市 1航路	29,527,671	103,191,063	−73,663,392	55,764,469	8,949,461	8,949,462	74,181	1,391	−993
平戸市 1航路	102,184,363	154,921,203	−52,736,840	9,848,713	21,444,063	21,444,064	82,394	1,880	−640
松浦市 2航路	92,885,347	238,374,444	−145,489,097	37,395,559	51,889,745	51,889,745	125,490	1,900	−1,159
合計 （6市10航路）	776,845,926	1,480,329,334	−703,483,408	304,194,734	232,785,902	166,525,166	812,759	1,821	−866

2. 離島航路事業への市単独補助金調査

・実施市：対馬市
・補助概要：平成21年1月から長崎県離島基幹航路である対馬～壱岐～博多航路においては、「リフレッシュ補助」として福祉・教育の割引制度が実施されているが、比田勝～博多航路は、国・県補助対象航路として今回のリフレッシュ補助には、該当せず、島内航路の均一性を保つ観点から市単独の補助として支援している。
　また、平成24年4月からはリプレイス割引として対馬～壱岐～博多航路は2割引されているので、同様に比田勝～博多航路においても市単独での補助を実施している。
・補助状況：平成21年度（実績） 143,640円　平成22年度（実績） 1,633,240円　　平成23年度（実績） 1,816,780円

平成24年度（予算額）15,093,730円

資料1-9

半島航路の維持・確保について

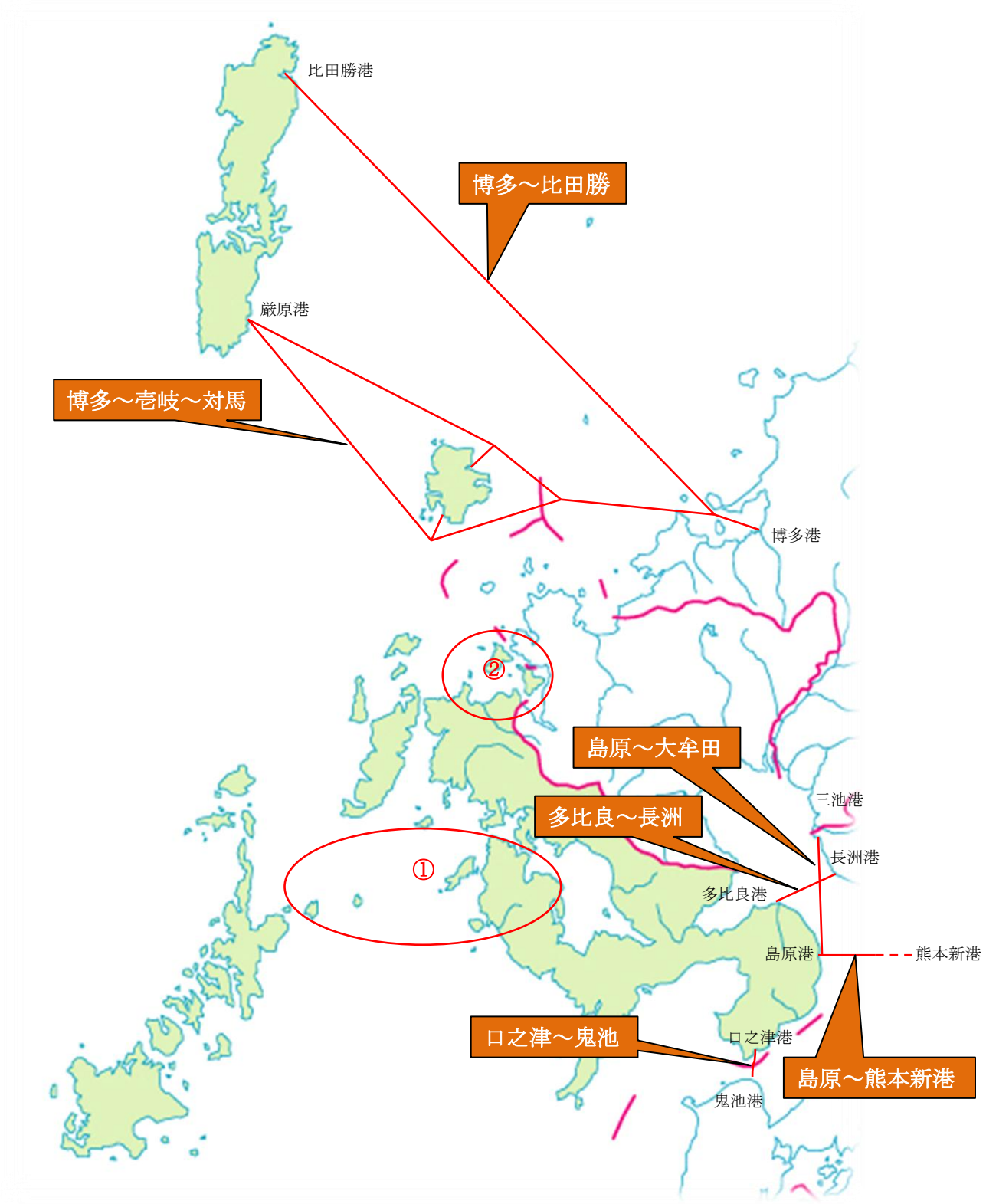

半島航路の維持・確保について

①

②

合併市町村への支援策の充実に関する提言について

合併市町村における円滑な行政運営と計画的な地域振興を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう国に働きかけること。

（資料 2-1 参照）

１.合併特例債の充当範囲の拡充について

合併特例債については、合併後に不要となった施設の取り壊し事業など充当範囲の拡大を図ること。

２.合併特例債に係る運用の特例の制度化について

離島地域、過疎地域及び辺地地域においては、財政力等が乏しいことから、合併特例債の起債に係る規制緩和を図られるとともに合併特例債の元利償還金について、全国一律の算入率ではなく、より有効な運用の特例を制度化すること。

３.合併算定替に替わる新たな財政支援措置について

合併算定替に替わる新たな以下の財政支援措置を講じること。

（１）合併団体であるが故に削減できない財政需要に対応した新たな補正の創設を行うこと。

（２）一島一町村との合併について、合併後も医療やごみ処理など、住民生活に密着した行政サービスの維持・向上が図られるよう、現行の隔遠地補正を継続すること。

資料2－1

「合併市町村への支援策の充実について」

（単位：千円）

	市名	合併年度	特例債 発行限度額	H23までの発行実績 （建設事業・基金）	H24～最終年度 までの 発行見込額	計	発行割合	H24～H32までの 発行見込額 （5年間延長）	発行割合	離島	過疎	辺地	財政力指数 （H21～H23）
1	長崎	H16・H17	52,199,600	26,525,800	25,673,800	52,199,600	100.0%	25,673,800	100.0%	○	○	○	0.549
2	佐世保	H17	36,504,000	19,993,100	6,744,000	26,737,100	73.2%	13,033,500	90.5%	○	○	○	0.519
3	島原	H17	12,944,600	5,440,700	7,503,900	12,944,600	100.0%	7,503,900	100.0%			○	0.439
4	諫早	H16	50,917,700	32,044,300	18,873,400	50,917,700	100.0%	18,873,400	100.0%			○	0.514
5	平戸	H17	19,129,400	6,668,500	7,325,300	13,993,800	73.2%	12,460,900	100.0%	○	○	○	0.248
6	松浦	H17	11,239,300	5,294,900	1,195,800	6,490,700	57.8%	1,846,200	63.5%	○	○	○	0.442
7	対馬	H15	24,115,700	14,998,400	4,174,200	19,172,600	79.5%	8,205,100	96.2%	○	○	○	0.187
8	壱岐	H15	18,187,300	11,491,200	2,317,400	13,808,600	75.9%	5,533,000	93.6%	○	○	○	0.239
9	五島	H16	24,507,900	8,115,800	7,173,400	15,289,200	62.4%	16,392,100	100.0%	○	○	○	0.231
10	西海	H17	21,258,400	10,476,900	7,169,200	17,646,100	83.0%	10,781,500	100.0%	○	○	○	0.365
11	雲仙	H17	33,005,600	10,999,900	7,440,700	18,440,600	55.9%	14,940,700	78.6%		○	○	0.279
12	南島原	H17	37,656,200	10,068,600	10,631,400	20,700,000	55.0%	27,587,600	100.0%		○	○	0.262

平成23年度普通交付税　市町別合併算定替増減比較表
（臨時財政対策債発行可能額加算後）

（単位：百万円）

市町名	交付決定額 算定替 A	交付決定額 一本 B	増減額 A－B C	増減率 C/B*100 (%)	標準財政規模 D	C/D *100 (%)	H22 国調人口	地域区分	種地	隔遠地区分	隔遠地級地
長崎市	47,279	43,384	3,896	9.0	101,355	3.8	443,766	Ⅰ	6		
佐世保市	31,646	27,699	3,946	14.2	61,977	6.4	261,101	Ⅰ	5		
島原市	6,831	6,124	707	11.5	11,893	5.9	47,455	Ⅰ	2		
諫早市	18,826	15,152	3,674	24.2	36,195	10.2	140,752	Ⅰ	4		
平戸市	10,340	8,596	1,744	20.3	13,607	12.8	34,905	Ⅰ	1	Ⅰ	1
松浦市	5,862	4,853	1,009	20.8	10,137	10.0	25,145	Ⅰ	1		
対馬市	16,927	12,793	4,135	32.3	20,426	20.2	34,407	Ⅰ	1	Ⅱ	4
壱岐市	10,800	8,456	2,344	27.7	13,734	17.1	29,377	Ⅰ	1	Ⅱ	3
五島市	14,238	11,089	3,149	28.4	18,226	17.3	40,622	Ⅰ	1	Ⅱ	2
西海市	8,501	6,114	2,388	39.1	13,699	17.4	31,176	Ⅰ	1		
雲仙市	13,826	9,845	3,981	40.4	18,301	21.8	47,245	Ⅰ	1		
南島原市	15,287	10,671	4,616	43.3	19,760	23.4	50,363	Ⅰ	1		
新上五島町	8,983	6,454	2,529	39.2	12,095	20.9	22,074	Ⅱ	1	Ⅱ	2
		合併団体平均→	2,932								
合併団体	209,346	171,229	38,117	22.3	351,405	10.8					
未合併団体	22,757	22,757	0	0.0	47,434	0.0					

■合併市町の行政需要に関する事業

効果	対策	No	事業	具体例	理　　由
合併しても削減できない又は効果が出にくい経費	行政基盤強化・維持対策	1	人材育成	職員研修、県・他市町との人事交流	合併市町が真に自立するためには職員資質の向上は欠かせないため
		2	支所・行政センター（管理・人件費）・分庁舎・公用車の維持	地域住民の要望に即座に対応・土日の開庁（島原市）・分庁舎の設置（対馬市・壱岐市・南島原市）・支所の人員配置強化（五島市）	住民ニーズに対応するため
		3	災害対応機能の維持	災害時に対応できる職員配置（支所の要員確保等）、防災行政無線のデジタル化に伴う情報連絡網の統一	防災対応力の維持は合併市町が抱える共通の課題であるため
		4	広域的処理により効率化の及ばない経費	合併しても効率化できない常備消防の経費（4離島）	離島においては合併前から一組により広域処理を行っているため
	行政効率化の推進	5	公共施設（管理・運営費）	離島との合併（松浦市、佐世保市）	廃止できない施設が多いことにより、住民サービスを考慮し施設の老朽化に伴い更新する。離島との合併により統合ができない。
合併に伴い新たに生じた経費	周辺部対策	6	地域イベント運営支援	地域間交流事業（佐世保市）・がまだす地域づくり補助金（島原市）	周辺部へのきめ細かな対応は合併市町が取組むべき共通の課題であるため
		7	住民の一体感の醸成	虹色のまち交流事業（長崎市）、宇久と本土の交流事業（佐世保市）、もっと南島原ツアー（南島原市）	
		8	住民サービスのきめ細かな対応（医療機関・福祉施設・地域交通　等）	福祉ﾀｸｼｰ券交付事業（南島原市）、同一市町内の航路対策経費（長崎市・佐世保市・五島市・西海市・平戸市・松浦市）	
		9	伝統芸能・文化・歴史を継承する事業	各種補助金・助成金等	
		10	自治会・NPO活動支援	自治会活性化補助金（雲仙市）	
	行政基盤強化・維持対策	11	情報インフラ整備・維持（基幹系システム）	対馬市、壱岐市、五島市、新上五島町ほか	本庁と支所の連携強化に対応するため
		12	地域資源を活かした産業振興	福岡事務所の設置（対馬市）	地域の個性を活かした活性化施策を推進するため
	集落維持・住民協働対策	13	買い物支援対策	地域生活支援システム（新上五島町）	合併に伴い広域化した合併市町が抱える共通の課題に対応するため
		14	住民との協働に要する経費	諫早ビタミンプロジェクト（諫早市）・協働のまちづくり支援事業（五島市）	
		15	コミュニティ（デマンド）バス・タクシー	長崎市、佐世保市、新上五島町	
		16	地区担当職員制度の運用	地域マネージャー制度（対馬市）、地域起こし協力隊（長崎市・西海市・五島市）等	
	住民ニーズへの対応	17	情報インフラ整備・維持（住民サービス系システム）	図書の管理システム、公共施設の空き情報	
		18	移動市長室・タウンミーティング・地域協議会等	虹色のまちづくりミーティング（長崎市）・地域協議会（佐世保市）・市長を囲む懇談会（島原市）・ふれあい訪問（諫早市）・車座ﾄｰｸ（西海市）・市政懇談会（南島原市）	
		19	行政モニターやインターネットを用いた意見の収集。		
	行政サービスの適正化	20	行政水準・サービスの格差是正に要する経費	常備消防出張所（平戸市）、水道未普及地区解消事業（南島原市）	
	職員力の維持（町同士の合併）	21	周辺地対策及び集落維持・住民協働対策等に取組む職員の人件費	地域再生推進本部（対馬市）、壱岐島振興推進本部（壱岐市）、さいかい力創造部（西海市）、政策企画課（雲仙市）、企画振興班（南島原市）、まちづくり推進課（新上五島町）	

国民健康保険制度及び新たな高齢者医療制度に関する提言について

国民健康保険制度の健全な運営を図るため、県においては、制度改正に伴う臨時的財政負担等への支援が可能となるよう、新たな財政措置を講じること。

また、国民健康保険の広域化については、平成２２年１２月、県において「長崎県市町国民健康保険財政安定化支援方針」を策定したが、今後も市町国保財政の安定化につながるよう慎重かつ十分議論し、市町の意見も十分尊重すること。

さらに、国に対しては、安定的で持続可能な医療保険制度を構築するため、制度設計を担う国の責任を明確にすることや財政支援について強く要請すること。

地域医療保健の充実強化に関する提言について

地域医療保健の充実強化を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

１．地域医療における医師確保対策等について

（１）医師確保対策等について

国においては、平成２４年度予算において医師確保対策として①専門医の在り方に関する検討、②女性医師の離職防止・復職支援、③へき地などの保健医療対策の推進などを行うこととしている。

また、医師と同様に、看護師・助産師等の医療従事者についても養成・確保を図ることが重要視されている。

県においては、これらの対策を含め早急に医師や看護師等の不足、配置偏在を是正するための実効ある施策及び十分な財政措置を早急に講じるよう国に働きかけること。

（資料 4-1 参照）

（２）長崎県離島医師確保補助金について

県においては、「長崎県離島・へき地医療支援センター」を設置し、県職員として採用した医師を常勤医師として派遣するなど、離島医師確保対策を進めているが、県の事業である「長崎県離島医師確保補助金」について、平成２０年度から減額が行われている。

ついては、離島における医師確保対策の重要性を認識し、補助事業の維持を図ること。

（３）新たな医師養成・派遣システムの早期実現について

県において検討されている「新たな医師養成・派遣システム」の早期実現や、長崎大学の「へき地病院再生支援・教育機構」への支援強化を図ること。

（４）啓発事業の実施について

重篤患者の措置の遅延や、勤務医の過重な疲弊を招かないよう、県民が安易に救急部門を受診することなく、自らの症例に応じた適正な医療機関の選択・利用を図るための啓発事業を実施すること。併せて休日・時間外の医療相談体制の充実を図ること。

（５）有床診療所化への支援について

国において示された公立病院改革ガイドラインによると、公立病院を縮小して診療所化する内容が盛り込まれているが、診療報酬の改定により有床診療所が無床診療所となっている状況にある。有床診療所は病院からの退院患者の受け皿と

しても医療連携の重要な一角を担い、地域医療において不可欠な役割・機能を有しているため、有床診療所化しても運営が成り立つように診療報酬や医師確保等の対策を講じるよう国に働きかけること。

（６）医師派遣体制の整備について

長崎県と関係５市１町で設立した長崎県病院企業団については、医師確保による医療水準の維持向上を目的としていることから、県においては、引き続き養成医の配置を行い、併せて医師派遣体制の整備に努めること。

（７）看護職員に対する支援体制の整備について

県においては、看護職員の計画的な育成、確保、定着及び資質向上が図られるよう、育成機関の充実や育児休暇後の円滑な職場復帰等、労働環境の整備など適切な措置を講じるよう努めること。

２．妊婦健診に対する財政的支援について

妊婦健診は、平成２１年度から全１４回の公費負担へ拡充されたところである。しかしながら、今回の財政措置は平成２４年度までの時限措置であることから、今後は、十分な財政措置等を講じるとともに、恒久的な制度とするよう国に働きかけること。

（資料 4-2 参照）

３.感染症等対策について

子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチン接種については、早急に定期（法定）の予防接種とする法的整備を行い、財政支援を図るよう国に働きかけること。また、定期接種化されるまでの間、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業を促進するとともに財政支援の拡充を図ること。なお、成人用肺炎球菌ワクチン接種についても同様の措置を講じるよう国に働きかけること。

（資料 4-3 参照）

４.特定不妊治療について

近年、女性の社会進出による晩婚化に伴い、不妊治療を受ける人が増加している。不妊の原因を突きとめる検査等は医療保険が適用されるが、特定不妊治療は、医療保険の適用外で自己負担は高額を要しているため、医療保険の適用対象とするよう制度の見直しを国に働きかけること。

（資料 4-4 参照）

資料4−1

従業地別医師数・主たる診療科【長崎県医療統計(H20.12.31)より抜粋】

区分	人口(H20.10.1)	医師数(実数)	人口10万対率	うち医療施設従事医師数	内訳					
					診療科目延数	内科	小児科	外科	産婦人科	その他
市計	1,279,598	3,738	292.1	3,547	6,145	1,216	312	453	135	4,029
長崎市	445,822	1,870	419.4	1,732	3,029	533	115	193	63	2,125
佐世保市	252,904	637	251.9	622	1,018	218	54	79	24	643
島原市	48,512	111	228.8	109	205	36	8	13	6	142
諫早市	141,866	351	247.4	339	622	124	47	52	13	386
大村市	89,683	334	372.4	328	453	64	23	22	11	333
平戸市	36,043	54	149.8	53	93	35	6	8	1	43
松浦市	25,639	34	132.6	34	100	25	4	15	1	55
対馬市	35,508	60	169.0	57	83	28	12	13	4	26
壱岐市	29,898	44	147.2	41	85	29	11	11	1	33
五島市	41,729	77	184.5	74	120	39	12	12	4	53
西海市	32,227	33	102.4	32	69	19	3	10	0	37
雲仙市	48,152	80	166.1	76	147	38	8	15	4	82
南島原市	51,615	53	102.7	50	121	28	9	10	3	71
町計	161,853	269	166.2	259	517	130	30	50	10	297
長崎県計	1,441,451	4,007	278.0	3,806	6,662	1,346	342	503	145	4,326
全国		286,699	224.5							

※医師数(実数)は、その他の職業に従事する者及び無職の者を含む

資料4−2

2　妊婦健診に対する財政的支援について

○助成制度の経過と今後

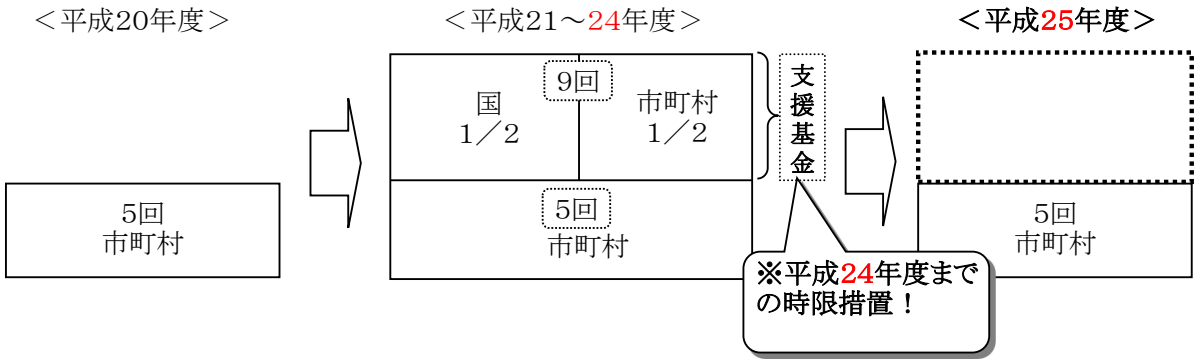

資料4−3

3 感染症等対策について

○ 子宮頸がん予防ワクチンに対する公費助成実施自治体 （平成22年12月現在 厚生労働省調査資料）

平成22年度～平成23年度に公費助成を実施または実施を予定している全国の自治体数

1，749市町村

○ ヒブワクチンに対する公費助成実施自治体 （平成22年12月現在 厚生労働省調査資料）

平成22年度～平成23年度に公費助成を実施または実施を予定している全国の自治体数

1，748市町村

○ 小児用肺炎球菌ワクチンに対する公費助成実施自治体 （平成22年12月現在 厚生労働省調査資料）

平成22年度～平成23年度に公費助成を実施または実施を予定している全国の自治体数

1，746市町村

○ 高齢者用肺炎球菌ワクチン接種費用に対する公費助成実施自治体

（平成22年7月現在 厚生労働省発表資料）

公費助成実施している全国の自治体数 327市町村

資料4−4

長崎県内における特定不妊治療費助成事業実績（平成23年度）

保健所	市町名	実人員		延件数	
		人員	割合（%）	回数	割合（%）
長崎	長崎市	221	35.6%	352	36.3%
佐世保	佐世保市	96	15.5%	152	15.7%
西彼	西海市	14	2.3%	27	2.8%
	長与町	28	4.5%	43	4.4%
	時津町	12	1.9%	16	1.7%
県央	諫早市	83	13.4%	133	13.7%
	大村市	34	5.5%	49	5.1%
	東彼杵町	3	0.5%	4	0.4%
	川棚町	5	0.8%	6	0.6%
	波佐見町	2	0.3%	5	0.5%
県南	島原市	22	3.5%	31	3.2%
	雲仙市	14	2.3%	24	2.5%
	南島原市	18	2.9%	27	2.8%
県北	平戸市	9	1.5%	15	1.5%
	松浦市	7	1.1%	12	1.2%
	佐々町	8	1.3%	11	1.1%
対馬	対馬市	15	2.4%	20	2.1%
壱岐	壱岐市	11	1.8%	16	1.7%
五島	五島市	10	1.6%	14	1.4%
上五島	小値賀町	2	0.3%	4	0.4%
	新上五島町	6	1.0%	8	0.8%
	合計	620	100.0%	969	100.0%

※ 申請受付は各保健所が行うため、長崎市と佐世保市以外の市町は本事業の申請書を受理しない。

※ 大村市は平成24年度から、本事業対象者に対し、１回あたり５万円を上限として上乗せ助成を行っている。

＜制度の概要＞

事業開始：平成１６年度に国が特定不妊治療費助成事業開始

実施主体：都道府県、指定都市、中核市

負担区分：国と都道府県（指定都市、中核市）が１：１

助成内容：〔上限額〕１回あたり１５万円

〔期間〕５年間１０回まで（初年度は３回まで、２年目以降２回まで）

〔所得制限〕７３０万円未満（夫婦の前年度の合計額）

福祉施策の充実強化に関する提言について

福祉施策の充実強化を図るため、次の事項について、特段の措置を講じるよう国へ強く働きかけるとともに、積極的な措置を講じるよう強く要請する。

１.乳幼児福祉医療費制度の創設について

各都道府県の要綱等に基づき実施している乳幼児福祉医療費制度は、自治体間で対象年齢や助成額にばらつきがあるが、この制度は子どもを安心して生み育てられる社会づくりのために不可欠な制度として定着していることから、国の制度として創設すること。

２.一般病床から老人保健施設等への転換について

県においては、自治体病院・有床診療所が地域住民のセーフティネットとして入院患者を受け入れてきたという役割に鑑み、個々の病院・有床診療所の実情に応じて療養病床に加え、一般病床から老人保健施設等への転換も可能となるよう特例措置を講じること。

３.幼保一元化等の子育て支援策の充実について

文部科学、厚生労働の両省において「認定こども園」の取り組みが進められており、長崎県内においても認定が進められているところであるが、その一層の推進のため、申請手続きの簡素化を行うこと。また、認定については各市の実情を踏まえ行うこと。

併せて、私立幼稚園への支援として、預かり保育の実施、２人目からの同時在園児の保育料軽減などによる保護者の経済的負担軽減や、幼稚園私立学校助成などによる幼稚園経営の健全化を図るための補助制度を拡充すること。

また、私立幼稚園への耐震補強工事への補助制度について、幼児が一日の大半を過ごす幼稚園の耐震化が推進するよう、国の補助に１／６の継ぎ足しを行っている補助制度を平成２４年度以降も継続するとともに、耐震化に対する助成制度を拡充すること。

４.放課後児童健全育成事業に対する財源確保について

放課後児童健全育成事業について、所要の財源を確実に確保すること。また、７１人以上の大規模クラブの運営費補助については、規模の適正化がなされるまでの間、補助を継続すること。

（資料 5-1 参照）

５.病児・病後児保育事業に係る補助金交付要綱の見直しについて

平成２１年度より、病児・病後児保育事業に係る国の補助金交付要綱が変更され、これまでの定員に基づく定額補助から利用人数により補助額が変わるように基準の見直しが行われた。

その後、平成２２年度から補助基準額が見直されたが、それでも依然として、利用者が少ない施設においては、病児・病後児保育事業の実施が困難となっており、少なくとも平成２０年度までの補助金の額を下回らないように交付要綱の見直しを行うこと。

６.「ひとり親家庭」への支援制度の充実について

父子家庭への貸付制度を創設すること。

資料5−1

放課後児童健全育成事業に対する財源確保について関連

○長崎県内の学童クラブの状況（H24.5.1現在）

小学校区数	360		
クラブ実施小学校区数	236		
学童クラブ数	309	登録児童数別内訳	
		71人以上	11
		36人～70人	181
		20人～35人	71
		10人～19人	40
		9人以下	6

介護保険制度に関する提言について

介護保険制度が将来にわたって公正かつ安定的に運営されるため、次の事項について、国に対して積極的に検討を加えるよう強く働きかけること。

１.介護予防ケアマネジメントの充実について

地域包括支援センターが、指定介護予防支援事業所として予防給付マネジメント機能を十分に果たすためには、介護予防支援業務のあり方について、実態に即した介護報酬の見直しを行い、十分な財政措置を講じること。

２.保険料の負担軽減措置について

低所得者の負担を軽減するため、また、介護保険制度の健全運営を確保するため、低所得者に対する保険料の負担軽減措置について、国の責任において、財政措置を含め、総合的かつ恒久的な対策を講じること。

３.第１号被保険者の保険料について

第１号被保険者の保険料がこれ以上過重な負担とならないよう、国の責任において、財源構成を含め、財政的な対策を講じること。

（資料 6-1 参照）

資料6−1

長崎県内の介護保険料基準額の状況

単位:円

	第4期	第5期	改定率
長崎市	4,957	5,492	10.8%
佐世保市	4,828	5,822	20.6%
諫早市	4,300	4,940	14.9%
大村市	4,130	4,960	20.1%
平戸市	4,000	4,683	17.1%
松浦市	4,750	5,360	12.8%
対馬市	4,500	5,520	22.7%
壱岐市	3,800	4,970	30.8%
五島市	5,298	5,920	11.7%
西海市	4,417	4,900	10.9%
長与町	5,000	5,400	8.0%
時津町	5,696	5,700	0.1%
島原地域広域市町村圏組合	4,813	5,375	11.7%
平均	4,653	5,311	14.1%

九州新幹線等の整備促進に関する提言について

九州新幹線等の整備を促進することにより、県内の経済発展と地域活性化を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

（資料 7-1 参照）

１.九州新幹線西九州ルートの建設促進について

九州新幹線西九州ルートについては、これまで多くの関係者の積極的な取り組みが続けられた結果、平成２４年６月に、現在、順調に工事が進められている武雄温泉～諫早間と新たな区間である諫早～長崎間を一体的な事業として標準軌により整備する内容の認可がなされたところである。

地元において果たすべき役割については努力を惜しまない所存であるので、次の事項について国に強く働きかけること。

（１）武雄温泉～長崎間の着実な整備を図ること。

（２）フリーゲージトレインの実用化に向けた技術開発を着実に進めること。

（３）肥前山口～武雄温泉間の複線化の着実な整備を図ること。

（４）公共事業の重点的配分等による建設財源の安定的確保を図ること。

２．県下幹線鉄道の整備改善について

（１）九州新幹線西九州ルート整備に当たっての提言について

九州新幹線西九州ルートの整備に際しては、ＪＲ佐世保線を新幹線鉄道直通線同等のものと位置付け、佐世保線の全線複線化など整備改良及び大村線の輸送改善のため次の事項の実現に努めること。また、これらの財源についても特段の配慮をすること。

① 長崎市～福岡市間にフリーゲージトレインが運行されるときには、行き違いによる佐世保線の待ち合わせ停車など運行に対する影響に配慮するとともに、佐世保線を全線複線化するなどの整備改良を行い、佐世保市にもフリーゲージトレインを運行すること。

② 将来、長崎市～福岡市間にフル規格の新幹線が運行されるようになったときには､佐世保市にもフル規格新幹線鉄道網への直通運行ができるように努めること。

③ 佐世保線及び大村線における輸送改善を行い列車の表定速度の大幅改善を行うこと。

④ 整備財源については、在来線の整備に対する鉄道建設・運輸施設整備支援機構等の助成を拡充することを国に求めるとともに、県の助成制度を創設すること。

（２）佐世保線等整備検討委員会について

「佐世保線等整備検討委員会」において、佐世保線の全線複線化など整備改良及び大村線の輸送改善方策の一定の合意が早急に得られるよう特段の配慮をすること。

３．ＪＲ長崎本線連続立体交差事業の促進について

本事業は、踏切除却による交通混雑の緩和を図るとともに、長崎駅周辺のまちづくりを進める上で必要不可欠な事業であるため、その早期整備を図ること。

４．地域鉄道の施設整備に対する確実な支援について

地域鉄道の施設整備については、平成２３年度より「地域公共交通確保維持改善事業」が創設され、鉄道の安全性向上に資する設備の整備等の支援が継続されているが、今後も老朽化した鉄道施設の整備が必要となることから、新制度においても必要な予算を確保され、確実な支援並びにさらなる制度の拡充を行うこと。

資料7−1

九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）概要図

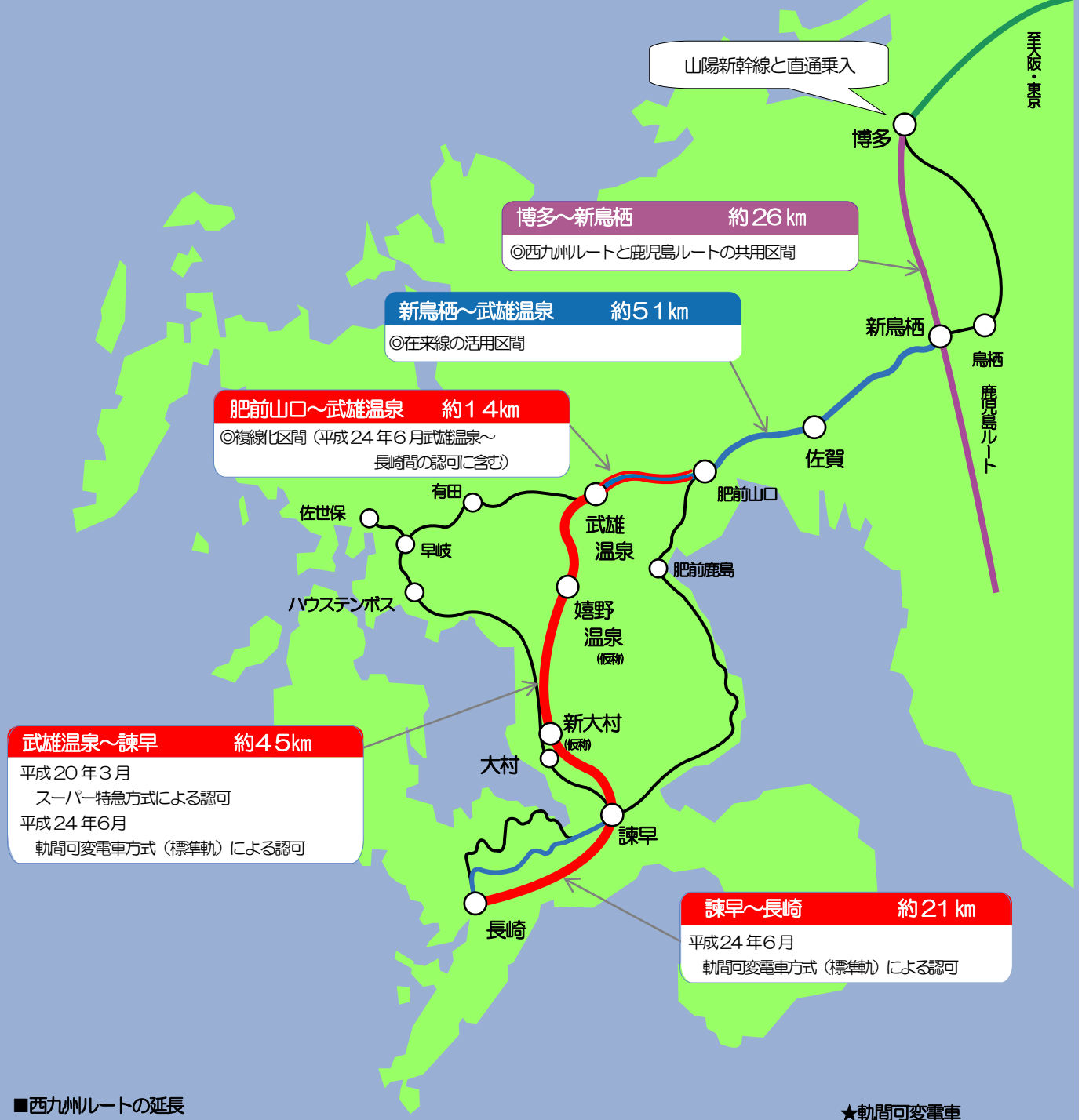

■西九州ルートの延長

★軌間可変電車（フリーゲージトレイン）

線路の幅（軌間）が違う新幹線（標準軌）と在来線（狭軌）の直通運転を可能とするため、車輪の幅を変えることができる電車。

建　設　費	約 5,000 億円
所要時間（博多～長崎）	現行（在来特急）：1 時間 48 分（平成 24 年 3 月ダイヤ改正）
	フリーゲージトレイン：1 時間 20 分　※時間短縮効果 28 分（国土交通省試算）

高速道路網等の整備促進に関する提言について

高速道路網等の整備を促進することにより、産業の活性化や地域振興を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

１.道路網の整備について　（資料 8-1 参照）

（１）高規格幹線道路の整備について

①　西九州自動車道の整備促進

西九州自動車道は、九州の中心都市である福岡市と九州北西部地域を直接結び、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

ア　松浦市～佐世保市（江迎町）～佐々町間における早期の事業化

イ　伊万里松浦道路（伊万里西ＩＣ（仮称）から松浦ＩＣ（仮称））の早期供用開始に向けた事業促進

ウ　佐世保中央ＩＣ～佐世保大塔ＩＣの４車線化

（２）地域高規格道路の整備について

①　島原道路の早期整備

南島原市深江町から諫早ＩＣ間を結ぶ島原道路は、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので次の事項について特段の措置を講じること。

ア　島原市から諫早市間の早期整備、とりわけ計画路線である島原市出平町から雲仙市吾妻町間の早期整備

イ　雲仙市吾妻町から諫早市小野町間の整備区間の早期整備

ウ　諫早市小野町から長野町の調査区間の指定

エ　一般県道諫早外環状線（長野町～貝津町）の早期整備

②　島原天草長島連絡道路（深江～口之津）計画路線の早期指定と、島原天草長島連絡道路に口之津～加津佐間を含めた地域高規格道路の早期整備

③　加津佐～愛野間の地域高規格道路の早期整備

④　長崎市と佐世保市を連絡する道路の早期実現

本路線は、長崎県全体の産業、経済及び文化の活性化を図るうえで不可欠であるので次の事項について特段の措置を講じること。

ア　西彼杵道路（佐世保市～西彼杵郡時津町）の早期実現

（ア）　現在施工中の区間の早期完成

（イ）　西海市西彼町大串から時津町区間の早期整備

イ　長崎南北幹線道路（長崎市～西彼杵郡時津町）の早期実現

時津町から松山町区間の計画の具現化

⑤　諫早市と鹿島市間における地域高規格道路の早期整備
⑥　東彼杵道路の計画路線への指定と早期事業化

（３）幹線道路の整備について

幹線道路の整備については、交通渋滞の緩和等により沿線地域の社会・経済活動に寄与するとともに交通ネットワーク形成等に不可欠なため、次の事項について特段の措置を講じること。

①　一般国道２０５号の早期整備
ア　針尾バイパスの整備促進
イ　現道の改良等
②　長崎外環状線（新戸町ＩＣ～柳田ＩＣ間）の早期着手
③　一般国道５７号森山拡幅の早期整備
ア　雲仙市愛野町愛野大橋から尾崎交差点までの区間の早期整備
④　一般国道３４号の早期整備
ア　大村拡幅の事業促進
イ　本野入口交差点（下大渡野町）改良事業の早期整備
⑤　都市計画道路池田沖田線の事業促進
ア 池田沖田線の早期整備
⑥　一般国道２０７号の早期整備
ア　木床工区の早期完成
イ　佐瀬地区の早期整備
ウ　長田バイパスの延伸
⑦　一般国道２５１号愛野森山バイパス及び吾妻愛野バイパスの早期完成
⑧　一般県道諫早外環状線(都市計画道路破籠井鷲崎線)の早期整備
ア　一般国道２０７号長田バイパス交差部から一般国道３４号
⑨　一般国道２０２号福田バイパスの早期着工
⑩　一般国道４９９号の整備促進
⑪　一般国道３８２号の整備促進
⑫　一般国道２０２号雪川橋架け替えの整備促進
⑬　主要地方道佐世保日野松浦線・一般県道佐世保世知原線
（椋呂路［仮称］・板山［仮称］トンネル）の整備促進
⑭　主要地方道野母崎・宿線の整備促進
⑮　主要地方道厳原・豆酘・美津島線及び桟原・小茂田線並びに上対馬豊玉線の整備促進
⑯　一般国道５７号愛野・小浜バイパスの候補路線への早期指定及び愛野町から小

浜町までの拡幅改良等の整備促進

（４）架橋の実現について

架橋は、地域の経済・文化・医療さらに教育の向上等に不可欠なため次の事項について特段の措置を講じること。

① 九州西岸軸構想の中核となる島原・天草・長島架橋構想の推進

② 五島連絡橋建設のための調査事業の実施

③ 嫦娥三島大橋と原島大橋架橋の実現

④ 松島架橋の早期実現

２.港湾の整備促進について

港湾は、産業活動・生活を支える基幹的な社会資本であり、国際競争力強化、産業再生、観光振興等を進めていくためには港湾の整備が不可欠であるため、整備費の縮減を行わず、必要な港湾整備事業費の所要額を確保し、重要港湾の整備促進を図ること。

・重要港湾（長崎港、佐世保港、厳原港、郷ノ浦港、福江港）

資料8−1

長崎、西彼杵、佐世保地域

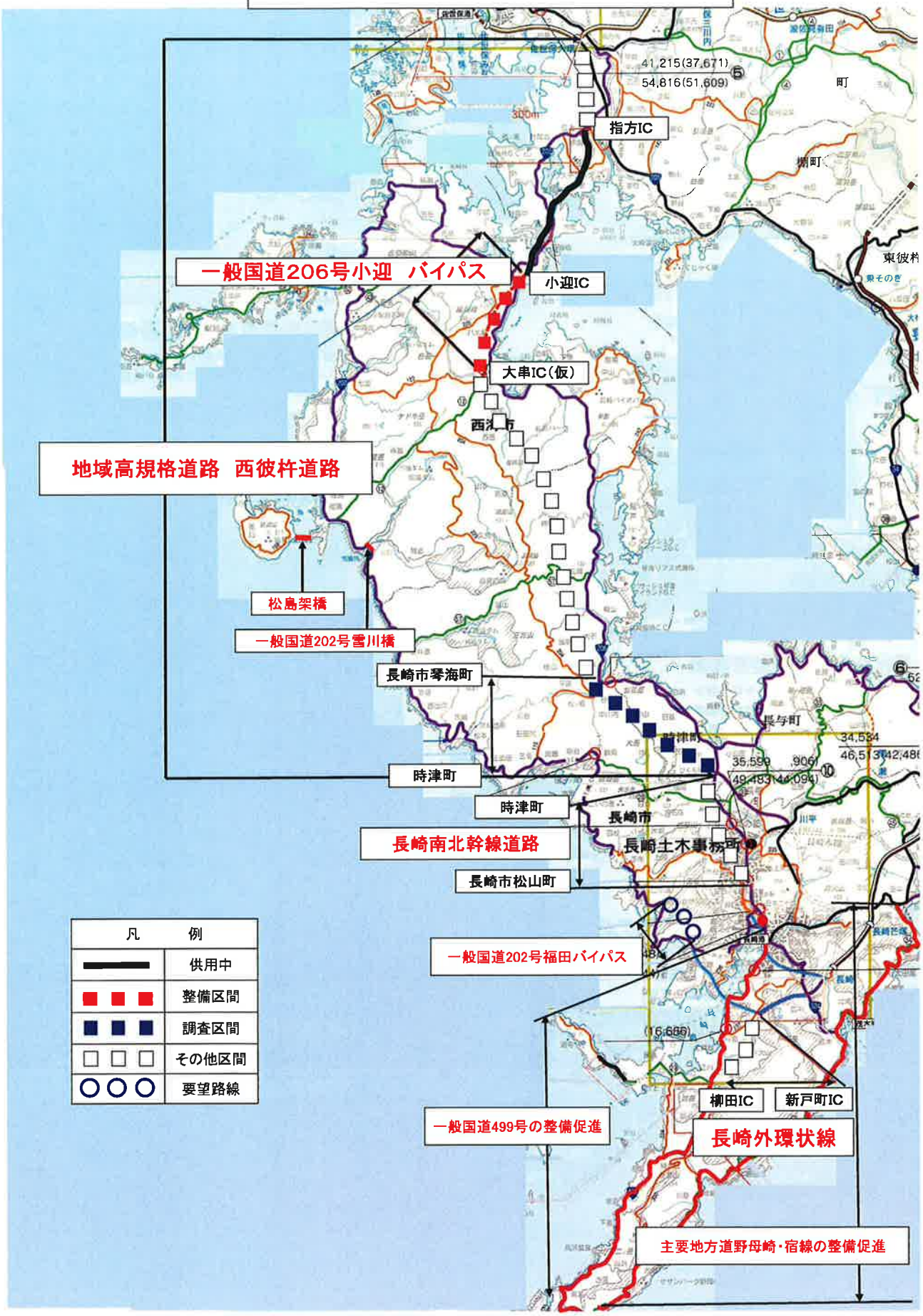

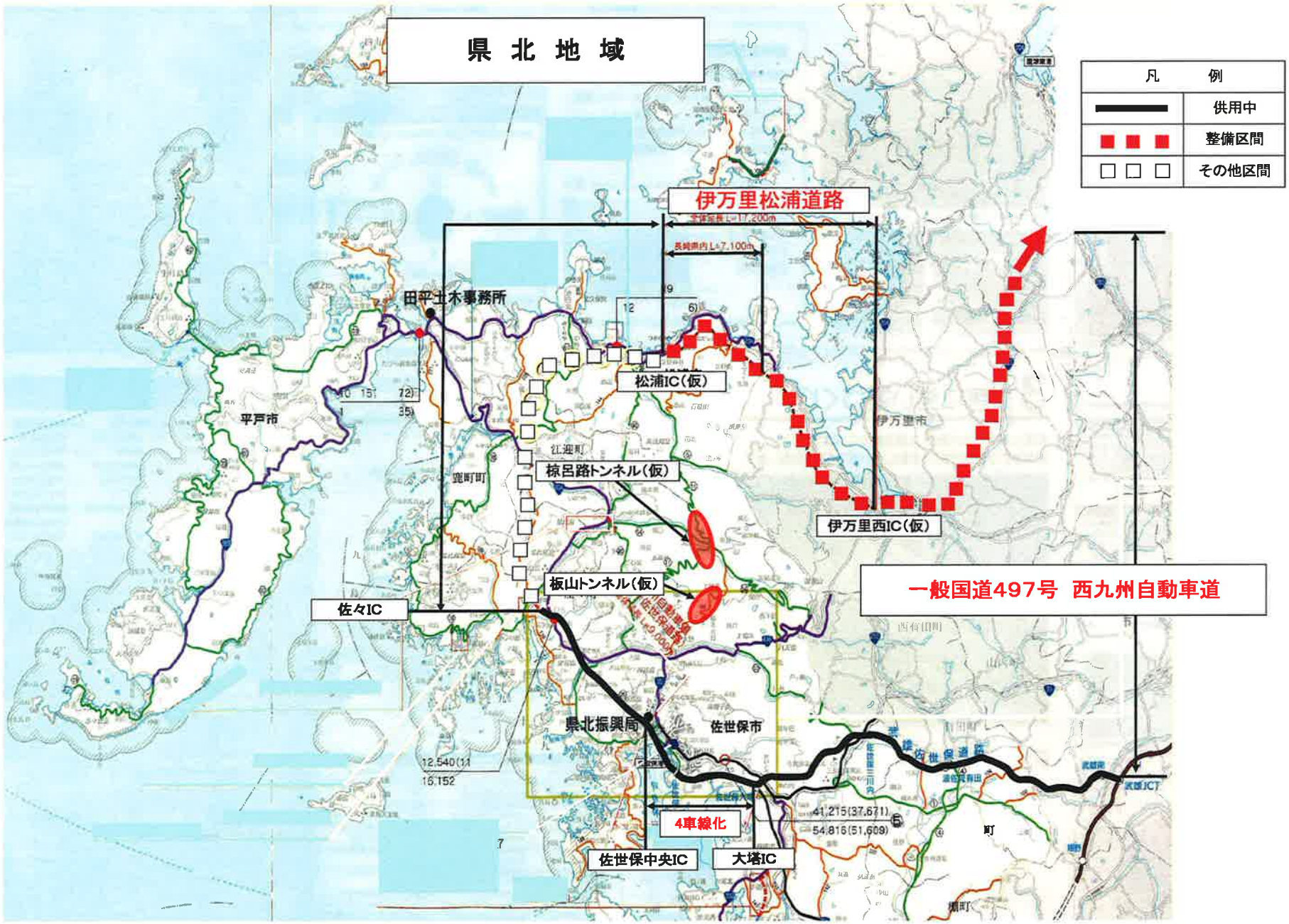
県 北 地 域
凡 例
供用中
整備区間
その他区間
伊万里松浦道路
田平土木事務所
松浦IC(仮)
平戸市
江迎町
鹿町町
伊万里市
椋呂路トンネル(仮)
伊万里西IC(仮)
板山トンネル(仮)
佐々IC
一般国道497号 西九州自動車道
県北振興局
佐世保市
4車線化
佐世保中央IC
大塔IC
武雄JCT

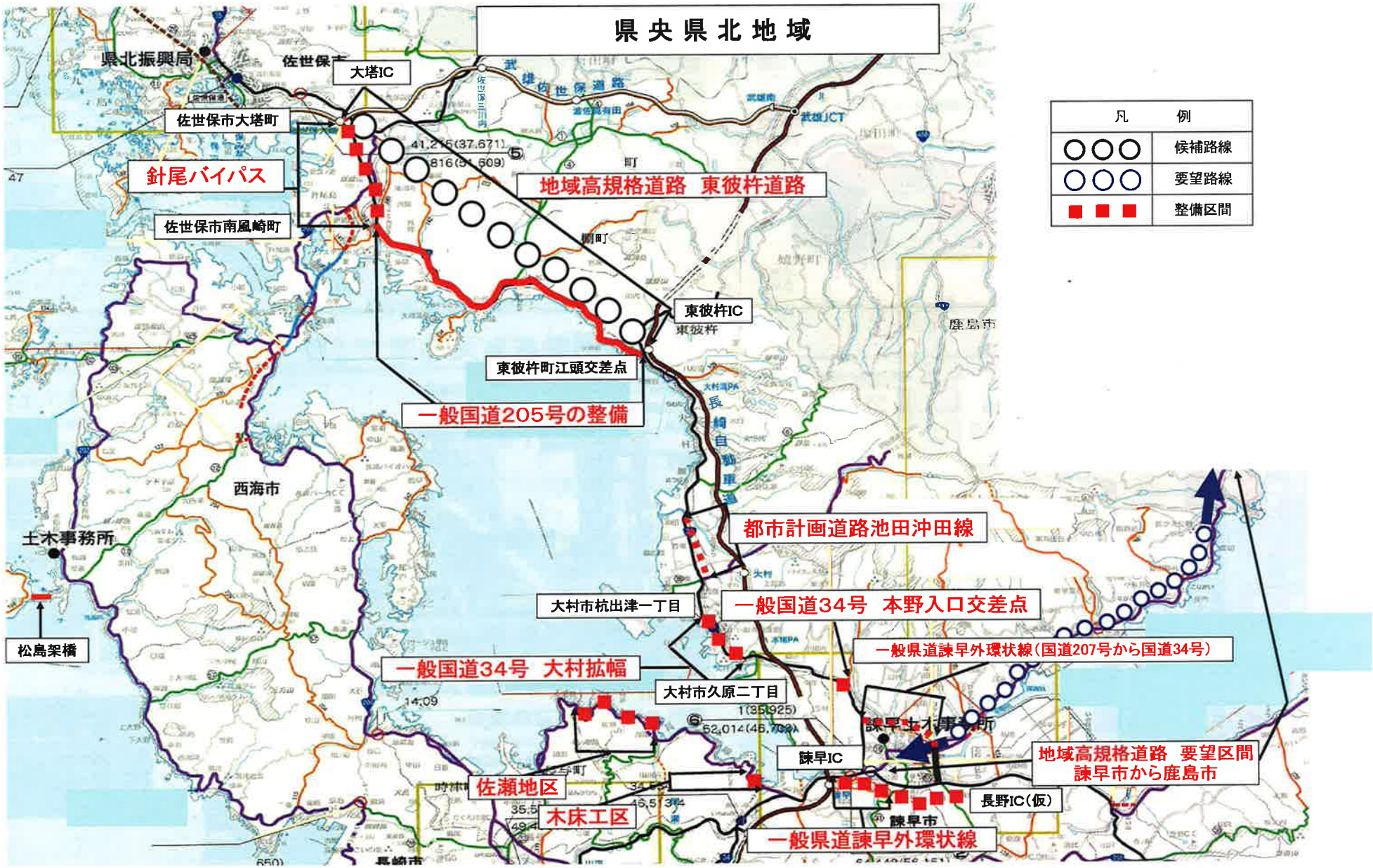
県央県北地域
凡例
候補路線
要望路線
整備区間
県北振興局
佐世保市
大塔IC
佐世保市大塔町
針尾バイパス
佐世保市南風崎町
地域高規格道路 東彼杵道路
東彼杵IC
東彼杵町江頭交差点
一般国道205号の整備
西海市
土木事務所
松島架橋
都市計画道路池田沖田線
大村市杭出津一丁目
一般国道34号 本野入口交差点
一般県道諫早外環状線（国道207号から国道34号）
一般国道34号 大村拡幅
大村市久原二丁目
諫早土木事務所
諫早IC
地域高規格道路 要望区間
諫早市から鹿島市
佐瀬地区
木床工区
長野IC（仮）
諫早市
一般県道諫早外環状線

県央県南地域

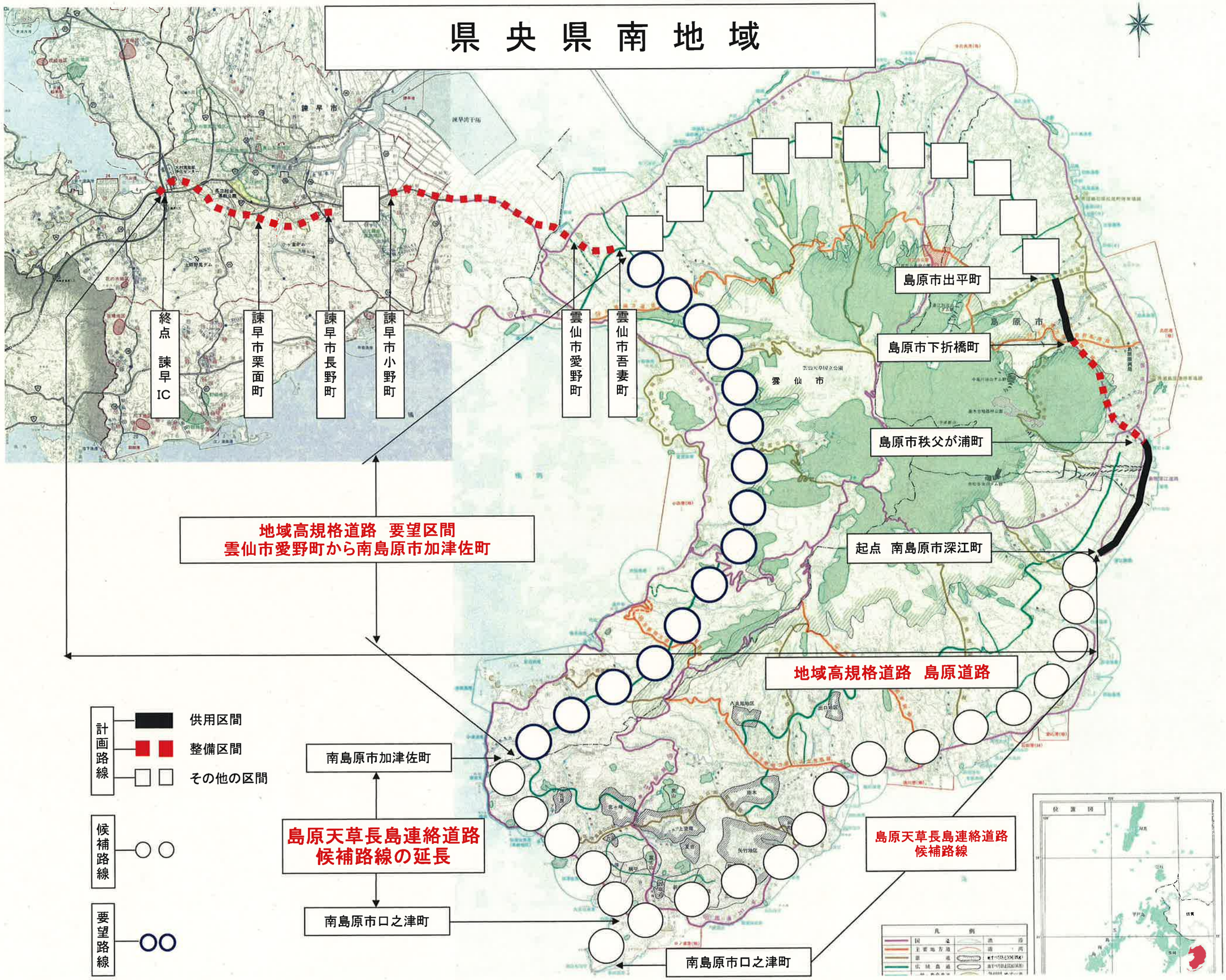
諫早市
終点 諫早IC
諫早市栗面町
諫早市長野町
諫早市小野町
雲仙市愛野町
雲仙市吾妻町
雲仙市
島原市
島原市出平町
島原市下折橋町
島原市秩父が浦町
起点 南島原市深江町
地域高規格道路 要望区間
雲仙市愛野町から南島原市加津佐町
地域高規格道路 島原道路
南島原市加津佐町
島原天草長島連絡道路
候補路線の延長
南島原市口之津町
島原天草長島連絡道路
候補路線
南島原市口之津町
計画路線
供用区間
整備区間
その他の区間
候補路線
要望路線

壱岐・対馬地域

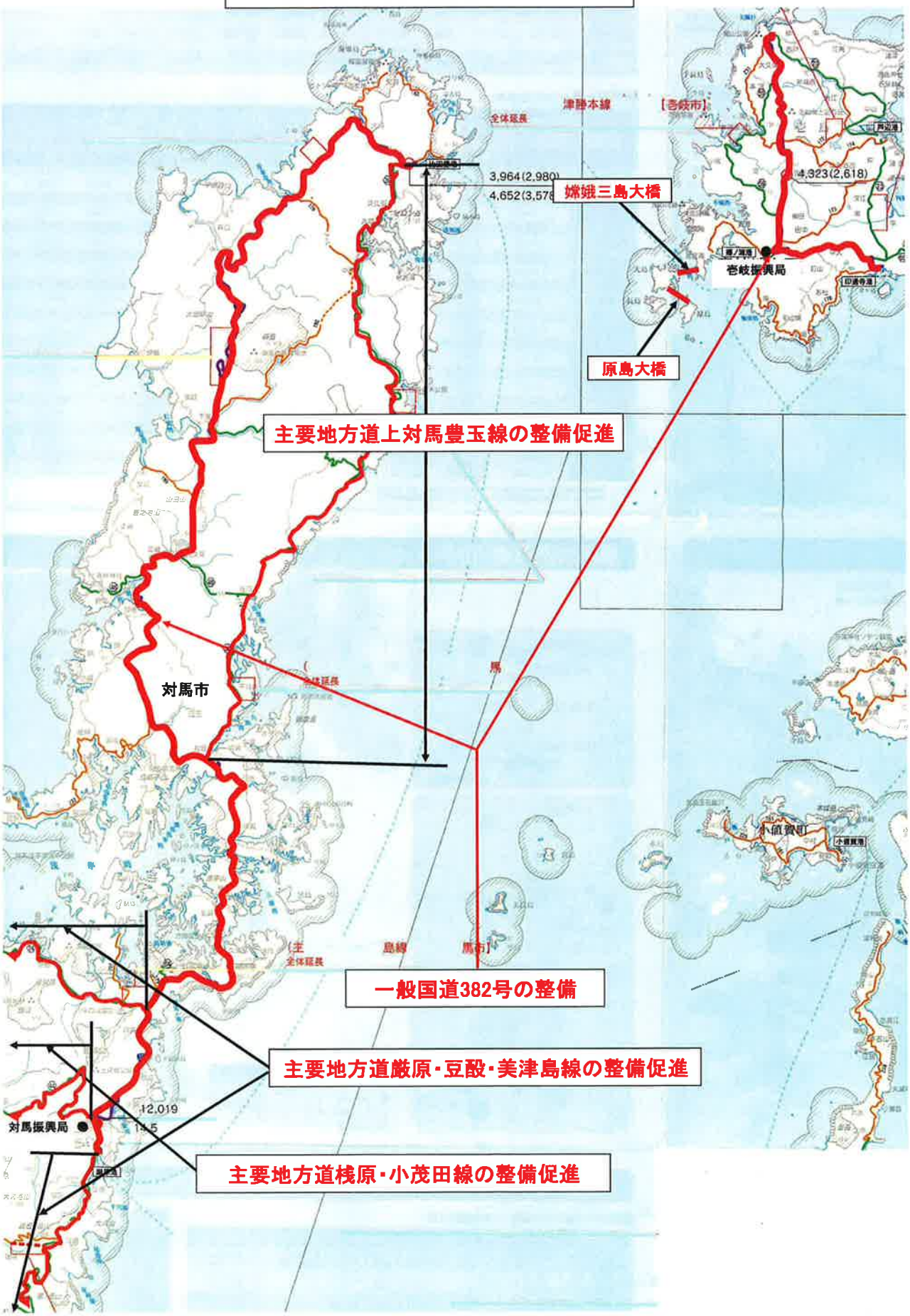
津野本線
全体延長
3,964(2,980)
4,652(3,578
嫦娥三島大橋
原島大橋
壱岐振興局
4,323(2,618)
主要地方道上対馬豊玉線の整備促進
対馬市
一般国道382号の整備
主要地方道厳原・豆酘・美津島線の整備促進
主要地方道桟原・小茂田線の整備促進
対馬振興局
12,019
小値賀町

農林水産業の振興に関する提言について

農林水産業の振興を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

１．農業の振興対策について

（１）集落営農の形成について

集落営農の組織化には、その地域の営農ビジョンに沿った助成対象事業が必要であり、現在の農業者戸別所得補償制度では、水田及び水田の転作による関連作物が助成対象の中心となっている。また、平成２３年度から、新たに、畑作物も助成対象となったが、対象となる作物は麦、そば、大豆、なたねに限られ、広い耕地面積を確保できない地域や気象条件が合わない地域では、作付けが難しい状況となっており、地域の営農形態に合った対象作物の拡充を図るための、制度の充実強化を図るよう国に働きかけること。

（２）農業者戸別所得補償制度について

農業者戸別所得補償制度については、関係機関で構成されている協議会が、実施要綱に定められている役割に基づき交付金の手続き等の事務を行っているが、市町への負担が大きい。地域主権のもと、国と地方が真に対等の立場で協力し、十分な協議を行い、本制度の仕組みを明確にした上で、農家が安心して制度に加入できるよう法制化を図るとともに、市町の事務の負担軽減を国に働きかけること。

（３）農業農村整備事業の安定的な予算の確保について

安定した効率的な食料体制を図るための農業生産基盤の整備や関連施設を適正に管理するための農業農村整備事業については、平成２２年度以降、大幅に予算が削減されており、計画的な事業実施が困難な状況であることから、平成２４年度予算の追加措置を講じるとともに、平成２５年度予算を増額確保するよう国に働きかけること。

また、平成２３年度から関係予算の一部が地域自主戦略交付金（一括交付金）へ移行されたことから、本交付金についても増額確保するよう国に働きかけること。

（４）農業災害補償制度における国庫負担について

農業を取り巻く情勢は、消費の低迷により価格が低下するなど、依然として大変厳しい状況にあることに加え、近年台風などの被害は少ないものの、地球温暖化・局地的豪雨など異常気象による農作物の被害、イノシシ等による鳥獣被害も年々増加しているため、農業共済掛金の国庫負担割合を現状のまま堅持するよう国に働きかけること。

（５）有害鳥獣被害対策について

イノシシ被害については、農作物だけでなく生活環境へも及ぶなど、ますます被害が拡大している。

県においては、重点事業と位置づけ、対策を強化しているところであるが、単独自治体での取り組みでは効率も悪く限界があるため、市町をまたがった広域的な被害防止計画の策定や処理加工施設、射撃場建設の検討など、総合的な被害防止体制の充実強化を図ること。

また、近年アライグマやアナグマ等による農作物被害も急増していることから、県単独補助事業で捕獲報奨金制度の新設を図ること。

（資料 9-1 参照）

（６）農業用機械及び施設の更新に係る支援について

共同利用の農業用機械及び施設については、新規導入時の支援だけでなく、既存事業で導入した施設・機械等の更新についても、例えば、今後１０年程度の地域農業維持が可能であることなどの要件を付して補助事業の対象とすること。

２.水産業の振興対策について

（１）水産物の島外輸送コストの軽減対策について

離島漁業再生支援交付金については、漁場の生産力向上のために種苗放流、漁場の管理・改善、産卵場・育成場の整備、海岸環境など数々の取り組みがなされており、交付金のほとんどが漁場環境改善対策に有効活用がなされているが、漁場環境の悪化と併せて燃油高騰、漁獲物の減少と価格低迷が水産業の後継者対策に大きく影響していることから、漁家の所得向上を図るため、水産物の島外輸送コストの軽減対策については、離島地域における新たな交付金としての制度拡充を図るよう国に働きかけること。

（２）漁業就業者対策の充実について

① 漁業就業者の減少と高齢化の進行により安定的な水産物供給と漁村の活力維持に懸念が持たれていることから、新規漁業就業者の受入体制整備、円滑な着業促進及び着業後のフォローアップ等の漁業就業者対策の充実を図ること。

② ２１世紀の漁業担い手確保推進事業の事業メニューのうち「技術習得支援事業」について、１年間を越えて主として漁業に継続して従事した者についても支援の対象とするよう条件緩和すること。

③ 漁業研修生の指導者となる者へ謝金が支払われる制度で、国の「漁業就業者確保・育成対策事業」においては、現在漁家子弟（漁業者の子息）が漁業研修を受ける際には、原則対象外となっている。近年では漁家子弟であっても親族以外から指導を受けることが多く、謝金制度を活用することにより、高度な技

術をもった指導者の下で研修の実施が可能となるが、現行制度では漁家子弟が本制度を活用できない事例が発生している。よって、地元定着率が高い漁家子弟のため、全ての漁家子弟を対象とするよう国に働きかけること。

（３）トラフグ養殖業の保護について

フグ食が禁止されている中国から輸入される安価な養殖トラフグの供給過剰に伴う価格の下落により、トラフグ養殖業を断念する漁民も現れている。こうした厳しい状況を踏まえ、国内のトラフグ養殖業を保護するため、中国でのフグ食解禁を待つだけでなく、県におかれても、全国海水養魚協会等と連携し、中国において安全にフグを食することができるよう加工処理技術の習得に向けた支援を行うことによりフグ食の解禁を働きかけ、中国国内におけるフグの消費拡大につなげること。

（４）放置船等に関する対策について

船舶等が放置されることによる漁業活動や環境、景観等への影響が懸念されるため、次のような対策及び制度の充実を図ること。

① 海上保安庁との連携により放置船等に対する監視・罰則の強化
② 漁船登録時における廃船処理に関する費用預託や誓約書の提出
③ 登録抹消や変更登録等の申請時における当該船舶の確実な状況確認
④ 日本小型船舶検査機構と自治体との情報共有化の構築

（資料 9-2 参照）

資料9−1

平成２２年度　長崎県市町別イノシシ被害額調べ（上位順）

【単位　金額：千円　被害面積：ha　被害量：t】

順位	市町名	金額	被害面積	被害量
1	西海市	49,211	108	355
2	長崎市	47,919	74	257
3	平戸市	44,809	43	494
4	佐々町	43,280	31	475
5	南島原市	37,989	58	198
6	松浦市	36,646	82	873
7	佐世保市	34,115	47	422
8	諫早市	31,555	33	183
9	大村市	15,668	46	88
10	対馬市	14,582	37	105
11	長与町	14,158	6	104
12	雲仙市	11,547	23	122
13	東彼杵町	8,508	8	35
14	時津町	6,018	18	34
15	新上五島町	2,778	2	37
16	島原市	2,710	4	30
17	波佐見町	2,153	5	9
18	川棚町	1,866	4	8
19	壱岐市	15	1	1
20	小値賀町	12	0	0

資料9−2

放置船等に関する対策について関連資料

県内の放置船等の状況（漁港区域内）（H24. 8. 2調査）

長崎市	10隻
佐世保市	130隻
諫早市	0隻
大村市	0隻
対馬市	0隻
壱岐市	50隻
平戸市	27隻
松浦市	10隻
五島市	63隻
西海市	0隻
島原市	0隻
南島原市	40隻
雲仙市	31隻

地域経済の活性化に関する提言について

地域経済の活性化を図るため、次の事項について強く要請する。

１.企業立地促進のための支援措置について

地方税を減免した自治体への普通交付税の減収補てん措置に関し、補てん措置の対象となる資産に償却資産（機械及び装置）を追加するよう国に働きかけること。

（資料 10-1 参照）

２.住宅リフォーム緊急支援事業における財政支援について

住宅等リフォーム緊急支援事業については、今後、国の交付金等の財源確保を見込むことが困難ななか、事業継続の強い要望に応え、事業を実施していくことは、自治体財政運営上厳しい状況もあるので、経済状況の動向を踏まえながら緊急的経済対策の一環として、一定期間、県においても財政支援等の特段の措置を講じるよう強く要請する。

（資料 10-2 参照）

３.街なみ環境整備事業に係る補助制度の見直しについて

県では、長崎県美しい景観形成推進条例を施行し、美しいまちづくりを推進している。この推進に当たっては、長崎県街なみ環境整備事業補助金を制定し、市町に対し助成しているが、この補助に係る要件は、美しいまちづくり重点支援地区の認定から７年以内で、かつ、１地区当たり１億円を上限としている。

美しいまちづくりは、市街地や集落の個性的で魅力ある景観を保全し、生活空間及び観光資源としての「まち」の魅力を高めるとともに、地域への定住促進及び交流人口の拡大に大きく寄与するため、補助金上限額の引上げ又は撤廃及び補助対象期間の延長等、補助制度の見直しを行うよう要請する。

企業立地促進のための支援措置について　関連資料

１．「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（通称：企業立地促進法）」(平成１９年６月１１日施行)に基づく基本計画の同意状況

①長崎県県北地域基本計画（平成１９年１０月１７日同意）
佐世保市、平戸市、松浦市、西海市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町

②長崎県県央地域基本計画（平成１９年１２月２０日同意）
諫早市、大村市、東彼杵町

③長崎地域基本計画（平成２０年３月２５日同意）
長崎市、長与町、時津町

④島原地域基本計画（平成２０年３月２５日同意）
島原市、雲仙市、南島原市

⑤対馬・壱岐・五島地域基本計画（平成２０年６月１６日同意）
対馬市、壱岐市、五島市、新上五島町

⑥九州広域地域産業活性化基本計画（平成２３年８月２９日同意）
九州全域の 188 市町村（うち長崎県 21 市町）

2012 年 6 月 12 日現在 長崎県ホームページ(企業立地課)
九州経済産業局ホームページ（産業立地）より

2. 地方交付税に関する特別措置

①<u>普通交付税の課税免除等に対する減収補てん措置</u>
固定資産税、不動産取得税を課税免除等した自治体に対し、減収分を普通交付税で補てん。

②<u>企業立地促進のための経費に対する特別交付税措置</u>
企業立地に伴う地方税収の一部について、企業立地支援のための財政需要として特別交付税を交付。

3. 措置の対象となる施設に係る取得価格要件

『承認企業立地計画に基づき取得した施設における家屋又は<u>構築物を構成する減価償却資産</u>及び当該家屋又は構築物の敷地である土地の取得価格』

機械及び装置が補てんの対象にならない！

資料10-2

■住宅リフォームに対する補助を実施する市一覧

自治体名	事業名	助成目的	対象工事	助成内容		単位	H21	H22	H23	H24（予算）	財源	担当課	連絡先
長崎市	長崎市住宅リフォーム緊急支援事業	・住宅の質の向上と長寿命化の推進 ・市内の施工業者の受注による経済の活性化	・住宅のリフォーム工事（増築・改築を除く） ・市内業者が施工すること	20万円以上の工事で工事費の10%(最大10万円)	住宅	百万円	―		175	140	一般財源	建築部 住宅課	095-829-1189
						件	―		2,182	1,750			
佐世保市	佐世保市住宅リフォーム緊急支援事業	市内消費需要の喚起を促進することで市の経済の活性化を図る	・住宅のリフォーム工事 ・市内業者が施工すること	20万円以上の工事で工事費の10%(最大10万円)	住宅	百万円	―	―	123	117.6	一般財源	農水商工部 産業振興課	0956-24-1111
						件	―	―	1,521	1,470			
島原市	島原市安全・安心な住宅リフォーム支援事業	安全で安心して暮らせる環境に優しいまちづくりの推進	・住宅のリフォーム工事（省エネ、バリアフリー、耐震、長寿命化） ・市内業者が施工すること	30万円以上の工事で工事費の20%若しくは10% (最大20万円)	住宅	百万円	―	―	7	14	一般財源	まちづくり基盤整備部　建設整備グループ	0957-63-1111
						件	―	―	35	70			
大村市	大村市住宅リフォーム緊急支援事業	地域経済の活性化を図るとともに安全・安心で快適な住環境の整備の促進	・住宅のリフォーム工事 ・市内業者が施工すること	20万円以上の工事で工事費の10%(最大10万円)	住宅	百万円	―	―	―	20	一般財源	商工振興課	0957-53-4111(内線249)
						件	―	―	―	200			
平戸市	平戸市住宅・店舗リフォーム補助事業	市民のみなさんの経費軽減 地域経済の活性化	・住宅・店舗のリフォーム工事 ・市内業者が施工すること	30万円以上の工事で工事費の10%(最大10万円)	住宅・店舗	百万円	―		10	5	一般財源	商工物産課	0950-22-4111
						件	―		118	50			
五島市	五島市住宅・店舗リフォーム資金補助金	住宅又は店舗の機能の維持又は向上を図り、もって中小企業の振興を図るため	・住宅・店舗のリフォーム工事 ・市内業者が施工すること	30万円以上の工事で工事費の10%(最大10万円)	住宅・店舗	百万円	10	20	17	10	一般財源	商工振興課	0959-72-7862
						件	84	204	188	100			
南島原市	南島原市住宅・店舗リフォーム資金補助制度	住宅又は店舗のリフォームを行うことで、市民の生活環境の向上を図るとともに、地域経済の活性化を促進する	・住宅・店舗のリフォーム工事 ・市内業者が施工すること	30万円以上の工事で工事費の10%(最大20万円)	住宅・店舗	百万円	―	8	43	25.2	一般財源	商工観光課	050-3381-5032
						件	―	56	304	126			
雲仙市	雲仙市住宅・店舗等リフォーム緊急支援事業	住宅投資の波及効果による地域経済の活性化を促進するとともに、市民の生活環境の向上に資する	・住宅・店舗のリフォーム工事 ・市内業者が施工すること	20万円以上の工事で工事費の20%(最大15万円)	住宅・店舗	百万円	―	―	30	40	一般財源	商工労政課	0957-38-3111(内線2611)
						件	―	―	163	267			

学校教育の充実に関する提言について

学校教育の充実を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

１.少人数学級編制に伴う財政支援措置について

少人数学級編制実施のための学校施設等の整備について県独自の財政支援措置を講じること。

２.全学年少人数学級編制と少人数指導のための教職員の加配措置の拡大について

少人数学級編制について対象を現在の小１・２・６、中１の４学年から、全学年に拡充するとともに、小２年生を３０人学級、その他の学年は３５人学級の実現を要請する。併せて、少人数指導のための加配教員の中から少人数学級編制のための教員（担任）として補充・配置されたことによる、減少した教職員の加配措置の拡大を講じること。

３.派遣指導主事の配置について

各市においては、合併による学校数の増加や教育事務所の廃止に伴う指導業務及び事務量の増大に対応し指導主事を増員しているが、各市の財政負担が大きくなっている。ついては、県教育委員会から派遣指導主事を各市へ配置するなど人的な支援措置を講じること。

（資料 11-1 参照）

４.養護教諭の配置について

分校及び３学級未満の本校においては、養護教諭が配置されておらず、専門以外の担任等が保健業務を担う状況にあるため養護教諭の配置を行うこと。

特に未配置の本校及び島部にある分校については優先的に配置を行うこと。

５.学校事務職員の配置について

分校及び４学級未満（中学校においては３学級未満）の本校においては、事務職員が配置されておらず、教頭が本来の職務に加えて教科も持ちながら学校事務を行っている状況にあるため、事務職員の配置を行うこと。

６．小中学校における「教育相談員」等配置に係る財政支援措置について

現在、県においては、対策が図られているものの、高度な資格が必要とされ、かつ、少ない人員配置のなかでの活動のため、ふれあう時間・回数も限られ、相談を必要とする児童・生徒の多くが心を開いて相談できるまでの信頼関係を構築することは困難な状況である。

このような現状のなか、各市においては、高度な資格を要しない相談窓口として「心のケア教育相談員」等を単独事業として配置している。

県においては、こうした現状に応じた財政支援措置を講じること。

（資料 11-2 参照）

７.学校図書館司書教諭の配置について

図書館教育をはじめとする読書に関わる教育の充実のために、学校図書館法（昭和２８年法律第１８５号）附則第２項及び学校図書館法附則第２項の学校の規模を定める政令（平成９年政令第１８９号）の規定にかかわらず、１２学級未満のすべての小中学校に司書教諭の配置を行うこと。

なお、学校図書館に関わる司書教諭は、すべて専任として配置できるよう新たな加配措置を講じること。

また、大部分の市においては補完的措置として、市費により学校図書館に、司書、学校司書、図書館支援員等を配置しており、これに対して国は、今年度から１週当たり３０時間の職員をおおむね２校に１名程度配置できるよう財政措置を講じたところであるが、これを上回る配置をしている市及び予定している市があるため、上記司書教諭の配置が行われるまでの間、各市の配置状況を鑑みた支援を行うこと。

（資料 11-3 参照）

８.長崎県中学校体育連盟への財政支援について

平成２６年度に開催される長崎国体に向け、中学生の競技力向上に県下あげて取り組んでいる中で、県の大会派遣費補助等については平成２０年度に減額されたままの状況である。

長崎県中学校体育連盟の財政運営の厳しさを鑑み、平成２２年度の郡市分担金については増額したところであり、中学生の健全な育成のためには、県と市が連携して推進すべきものであることから、県においては、長崎県中学校体育連盟への補助金を増額すること。

（資料 11-4 参照）

資料11−1

派遣指導主事の配置について関連資料

各市の指導主事配置状況

平成24年5月1日現在

	学校数(校)		児童生徒数(人)	計	指導主事数(人)
長崎市	小	71	21,211		
	中	40	10,645	31,856	27
佐世保市	小	49	14,115		
	中	27	7,277	21,392	18
島原市	小	9	2,508		(臨時1名含)
	中	5	1,421	3,929	6
諫早市	小	28	8,023		
	中	14	4,158	12,181	13
大村市	小	15	6,261		
	中	6	3,112	9,373	9
平戸市	小	17	1,701		
	中	9	1,097	2,798	6
松浦市	小	12	1,336		
	中	7	713	2,049	5
対馬市	小	26	1,911		
	中	15	938	2,849	7
壱岐市	小	18	1,660		
	中	4	858	2,518	7
五島市	小	19	1,891		
	中	12	1,075	2,966	7 内 1校は休校
西海市	小	18	1,441		
	中	7	825	2,266	5
雲仙市	小	20	2,445		
	中	8	1,450	3,895	6
南島原市	小	31	2,550		
	中	8	1,438	3,988	7

資料11−2

６．小中学校における「教育相談員」等配置に係る財政支援措置について

平成２４年７月現在

市名	区分	職種	人数	勤務内容等	配置開始年度	備　考
長崎市	カウンセラー派遣	臨時職員	― (50回)	希望校に対し事案に応じた人材を市教委が人選。３時間/回程度。（問題行動等の対応のための児童生徒、保護者、学校への相談業務）	H16	県配置SC配置校以外への派遣
	学校相談員	臨時職員	22	１日４時間、週２～３日勤務、中学校22校に22人を配置。（問題行動等の未然防止を目的とした相談業務）	H10	H21　中22校 H22　中22校 H23　中22校 H24　中22校
	学校サポーター	臨時職員	48	週4時間、年間155時間、5校のみ週12時間、年間420時間勤務、小学校48校に8人を配置。（児童の学習支援や教育活動の支援、相談活動等）	H16	H21　小38校 H22　小38校 H23　小38校 H24　小48校
	スクールソーシャルワーカー	嘱託員	2	1日6時間、週3日勤務、教育研究所に2人配置。（問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関とのネットワークの構築）	H23	
佐世保市	心の教室相談員		22	１日半日程度、年間１００日		教育委員会からの委嘱
島原市	相談員	臨時職員	5	全中学校に配置 第一、第二、有明中；1日5時間の週4日 第三、三会中；1日4時間の週2日	H10	
諫早市	心のケア相談員	嘱託員	28	週３日程度、年間１００日程度 全小学校(28)に1人ずつ配置	H15	児童生徒や保護者が悩みなどを気軽に相談できるための配置
	心の教育相談員	嘱託員	14	週３日程度、年間１００日程度 全中学校(14)に1人ずつ配置	H10	
大村市	心の教室相談員	パート	12	1日６時間、年間約２００日勤務（課業日のみ）	H21	H21～H23はふるさと雇用再生事業の補助事業として２１名雇用
平戸市	適応指導教室指導員	非常勤職員	2	雇用期間は年間 勤務は週２９時間以内 報酬は月額	H11	
松浦市	心の教室相談員	非常勤講師	6	１日２～４時間程度で年間１９０時間 謝金１９万円／人・年間（１，０００円×１９０時間）	H17	

市名	区分	職種	人数	勤務内容等	配置開始年度	備　考
対馬市	教育相談員	臨時	3	年間175日以内、1日の勤務時間6時間程度 （中学校3校に配置）	H17	児童生徒の学業や友人関係等の悩みに対する相談活動など
壱岐市	相談員	非常勤職員	3	週２日、１日４時間程度、年間１００月を上限	H18	心の教室相談員　　中学校３校
五島市	心の教室相談員	非常勤	2	1日4時間、年間140日の勤務　中学校2校に配置	H21	
	SSW (ｽｸｰﾙｿｰｼｬﾙﾜｰｶｰ)	非常勤	1	人件費(県費負担)以外の経費、学校教育課に配置	H20	
	適応指導教室指導員	嘱託員	2	1日6時間、週5日勤務、市の施設に開設し、学校不適応(不登校)児童生徒を受け入れ、指導自立促進を図る。	H22	
西海市	心の教室相談員	非常勤職員	5	生徒の悩み相談や話し相手、必要により家庭訪問を実施して、学校における教育相談を行う。	H17	
	適応指導教室指導員	非常勤職員	2	不登校の児童・生徒に対して、個々の実態に応じた社会生活適応指導及び学習指導を行う。	H19	
雲仙市	相談員（兼務）	嘱託	31	1日5.5時間、年間220日を上限とし、全小中学校に配置。 （複数配置は小学校3校）学習活動支援、教育相談活動等の職務と兼務	小学校：H18 中学校：H19	
南島原市	子ども支援員	臨時職員	20	支援が必要な児童生徒の授業の指導・サポート 小学校17人、中学校3人　週５日・４時間勤務	H18	
	心の悩み相談員	非常勤職員	24	不登校児童生徒の悩みやストレスの相談 小学校6人、中学校8人、事務所4人（オフィスつばさ） 週４日・４時間勤務	H18	

資料11-3

学校図書館司書教諭の配置について

市費による学校図書館への司書、図書支援員等の配置状況　　平成24年6月11日現在

市名	区分	職種	人数	勤務内容等	配置開始年度	備考
長崎市	学校図書館司書	嘱託員	36人	1日4時間45分週5日勤務、36の中学校区に1人ずつ配置	H24	H21・22…4人 H23…18人
佐世保市	司書	臨時職員	18人	1日7時間、週5日勤務、小学校27校、中学校11校に配置	H21	
	図書支援員	パート職員	1人	1日7時間、週4日勤務、要請に応じて学校、地区公民館を訪問	H23	
島原市	図書支援員	臨時職員	14人	1日6時間、週3日勤務、小学校は21年度、中学校は22年度に全校に配置	H21:9人 H22:5人	
諫早市	学校図書館運営支援員	臨時職員	4人 ※ (42人)	1日6時間、週5日勤務、全小・中学校に配置(内拠点校4校、巡回校38校)	H20	平成24年9月から「学校図書館運営支援員」を市内小・中学校　42校全校配置予定 ・1日4時間、週4日間、42名雇用
大村市	学校司書	パート職員	2人	1日5時間、週3日勤務、小学校2校に配置	H24	
平戸市	図書支援員	パート職員	6人	週29時間勤務、6校を拠点校として全小中学校に配置(巡回)	H21	
松浦市			0人			
対馬市			0人			
壱岐市			0人			
五島市	学校図書館利用促進支援員	嘱託員	1人	週29時間以内　週5日勤務、市内全小中学校を訪問	H23	
西海市	司書 図書補助員	パート職員	14人	司書は1日6時間、週5日勤務、中学校5校に配置(うち1人は2校担当) 図書補助員は1日6時間、週5日勤務、小学校16校に配置(うち6人は2校担当)	H21司書 H23図書補助員	図書補助員は緊急雇用創出事業にて雇用
雲仙市	図書支援員	嘱託職員 (スクールサポーター)	31人	1日5.5時間　年間220日を上限とし、全小・中学校に配置。(複数配置　小学校3校)学習活動支援、教育相談活動等の職務と兼務	小学校:H18 中学校:H19	
南島原市			0人			

資料11-4

長崎県補助金の推移

資料：長崎県中学校体育連盟

年度	全国・九州派遣費	県中総体開催費	離島派遣費	事務局運営費	合　計
52	2,000,000	1,000,000	1,200,000	300,000	4,500,000
53	2,000,000	1,000,000	2,420,000	285,000	5,705,000
54	2,000,000	1,000,000	2,884,000	300,000	6,184,000
55	3,000,000	1,000,000	2,884,000	300,000	7,184,000
56	3,000,000	1,000,000	3,809,000	300,000	8,109,000
57	3,000,000	1,000,000	4,200,000	285,000	8,485,000
58	3,000,000	1,000,000	4,715,000	270,000	8,985,000
59	3,000,000	1,000,000	5,030,000	270,000	9,300,000
60	2,700,000	900,000	5,334,000	240,000	9,174,000
61	3,318,000	1,200,000	5,382,000	－	9,900,000
62	2,700,000	1,200,000	5,400,000	－	9,300,000
63	2,700,000	1,200,000	5,400,000	－	9,300,000
元	2,700,000	1,300,000	5,400,000	－	9,400,000
2	2,700,000	1,300,000	5,400,000	－	9,400,000
3	2,700,000	1,300,000	5,400,000	－	9,400,000
4	2,700,000	1,300,000	5,400,000	－	9,400,000
5	2,700,000	1,300,000	6,880,000	－	10,880,000
6	2,700,000	1,300,000	6,880,000	－	10,880,000
7	2,700,000	1,300,000	6,880,000	－	10,880,000
8	2,700,000	1,300,000	6,880,000	－	10,880,000
9	2,700,000	1,300,000	6,880,000	－	10,880,000
10	2,700,000	1,300,000	6,880,000	－	10,880,000
11	2,700,000	1,300,000	6,880,000	－	10,880,000
12	2,700,000	1,300,000	6,880,000	－	10,880,000
13	2,700,000	1,300,000	6,880,000	－	10,880,000
14	2,700,000	1,300,000	6,880,000	－	10,880,000
15	2,700,000	1,300,000	6,880,000	－	10,880,000
16	2,200,000	1,100,000	6,880,000	－	10,180,000
17	2,200,000	1,100,000	6,880,000	－	10,180,000
18	2,200,000	1,100,000	6,880,000	－	10,180,000
19	2,200,000	1,100,000	6,880,000	－	10,180,000
20	1,980,000	990,000	6,192,000	－	9,162,000
21	1,980,000	990,000	6,192,000	－	9,162,000
22	1,980,000	1,100,000	6,192,000	－	9,272,000
23	1,980,000	1,100,000	6,192,000	－	9,272,000
24	2,280,000	1,100,000	6,192,000	－	9,572,000